

教職課程認定基準等について

～教職課程の運営に係るアンケート調査を踏まえて～

● 2024.10.9

令和6年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 課程認定制度の概要等
2. 教職課程に関する改正等について
3. 教職課程の運営に係るアンケート調査結果と各関連制度等について
4. 確認事項1(1)③、④に基づく変更届の手続について
5. その他

※ 本資料においては、教育職員免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」:教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」:各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習(探究)の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目

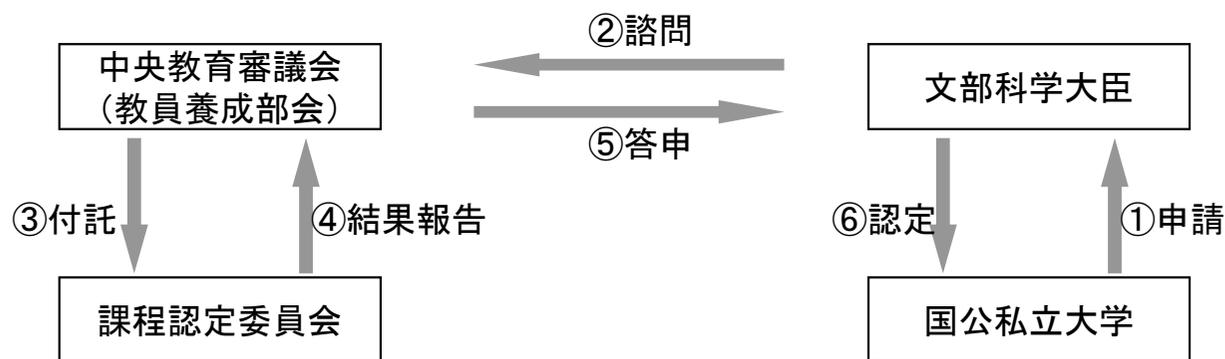
1. 課程認定制度の概要等



1. 課程認定制度の概要等

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教育研究実施組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

1. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格①

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする**学科等の目的・性格と免許状との相当関係**並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等**が適当であり**、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと**認められる場合に認定**するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

■ 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」

・審査の観点：学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等 等

(参考) 過去認められた例)

- 中高一種免(国語)：人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- 中高一種免(英語)：比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- 中一種免(技術)：デザイン工学科、環境科学科

過去に疑義が生じた例)

- 中高一種免(保健体育)：経営系学科
- 中一種免(社会)：心理系学科
- 高一種免(地理歴史)：法学系学科

※手引きP178の相当性基準の解説参照

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

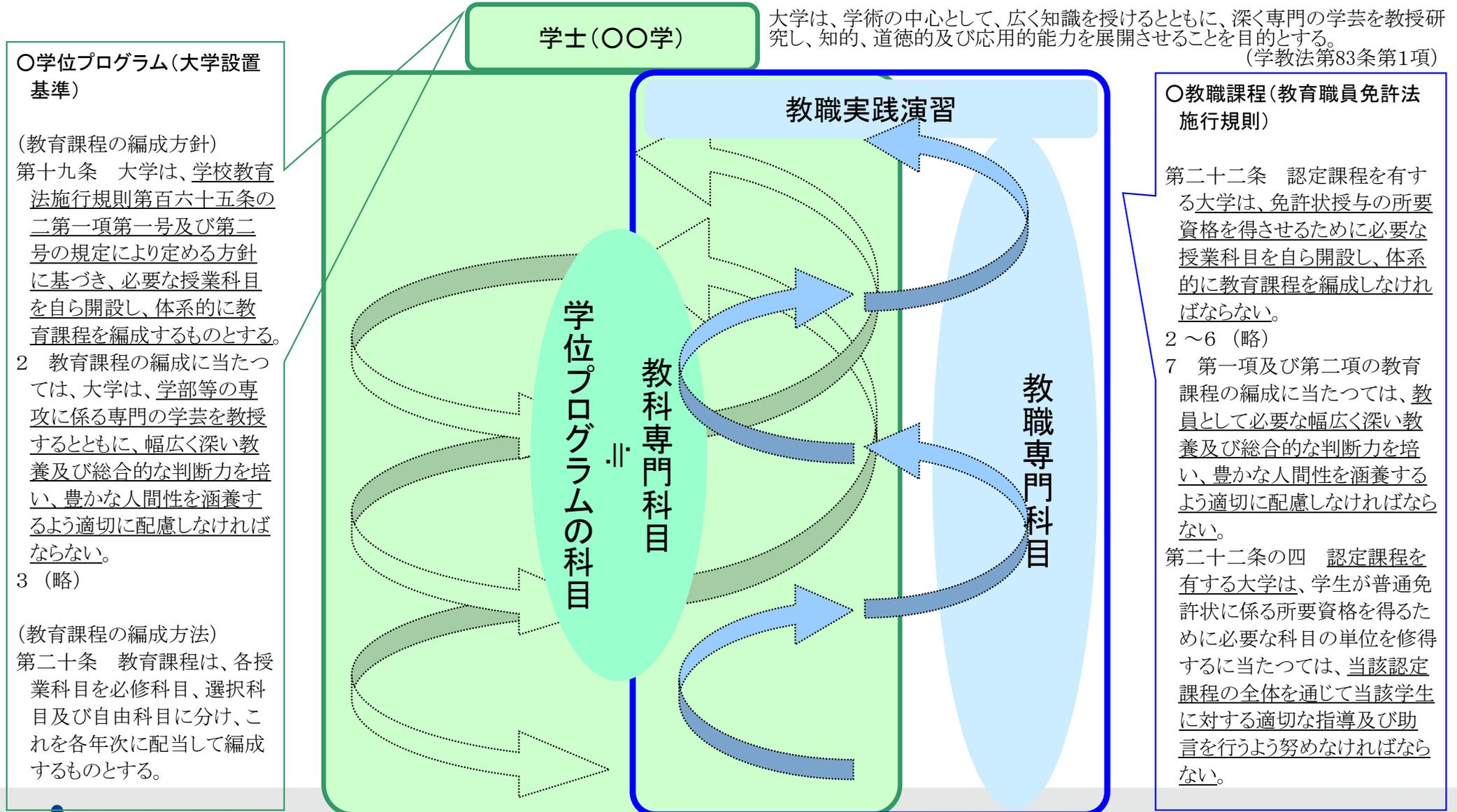
幼稚園教諭又は**小学校**教諭の教職課程は、**教員養成を主たる目的とする学科等**でなければ認定を受けることができない。

■ 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)

・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教育課程全体における教員養成に関する科目の割合、卒業要件等における免許状取得や科目履修の位置付け 等

1. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格②

教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



2. 教職課程に関する改正等について

2. 教職課程に関する改正等について

直近の教職課程に関する主な改正→**令和6年度においては改正の予定はない。**

	事 項	改 正 概 要	関係通知等
1	教科に関する専門的事項に関する科目の見直しに対応した教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令	<ul style="list-style-type: none"> ○中学「理科」、「技術」、「家庭」 高校「理科」、「家庭」、「情報」について教科専門科目の科目区分の統合や削除等を行う。 ○施行日:令和6年4月1日 ⇒令和5年度中に、関連する教職課程のある全大学が対応済 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知:5文科教第1015号(令和5年9月27日) ○事務連絡(令和5年10月27日) ○事務連絡(令和6年4月4日)※解釈変更
2	特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正	<ul style="list-style-type: none"> ○学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けられることができる特例を設ける。 ⇒ 令和7年度申請から受付 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務連絡(令和5年9月28日) ○基準2(4)、10、14(2) ○強み専門性特例審査の観点 ○事務連絡(令和5年11月8日) 様式
3	専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る改正	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校における専科指導優先実施教科(算数、理科、体育又は外国語)に相当する中学校教員養成課程(数学、理科、保健体育又は英語)を開設する学科等が、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校二種免許状の教職課程の認定を受けられることができる特例を設ける。 ⇒ 令和7年度申請から受付 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務連絡(令和5年9月28日) ○基準2(4)、11、14(2) ○事務連絡(令和5年11月8日) 様式
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○大学設置基準等による教育課程等特例に係る改正 ⇒ 該当がある場合は教職課程認定係へ相談を ○教職実践演習の履修時期に係る改正 ⇒ 「教職実践演習の実施に当たっての留意事項」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知:5文科教第1002号(令和5年9月25日) ○事務連絡(令和5年9月28日)

3. 教職課程の運営に係るアンケート 調査結果と各関連制度等について

教職課程の運営に係るアンケート調査について

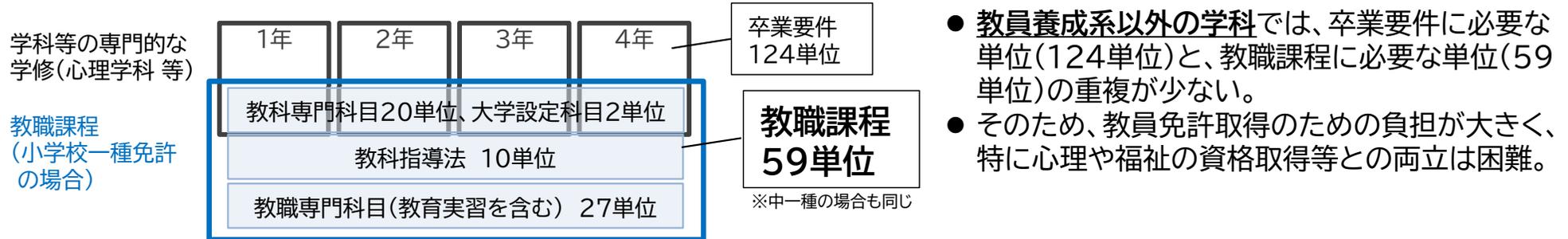
- 令和6年9月12日～30日まで、全国の課程認定大学を持つ大学に対し、各大学における教職課程にかかる実態を把握し、優良事例等を共有するため、実施。
- 全国の教職課程のある約600大学（短期大学を含む。）から回答を得た。
- 1大学につき、原則1回、大学内の回答をとりまとめた上で回答を依頼。ただし、大学において、学部学科等によって担当課が異なり、設問への回答が大きく異なるといった場合は、複数回答可とし、別大学として集計している。

3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例①

現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
 しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

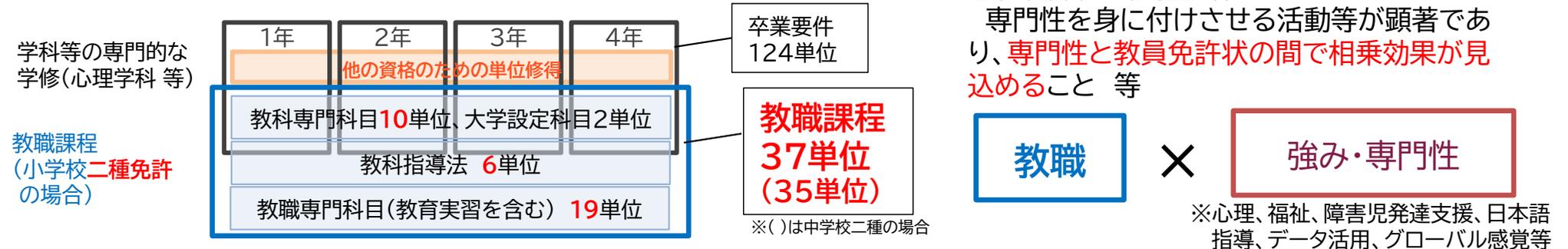
○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ



※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

3-1特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例②

【教職課程認定基準】

2 教育上の基本組織

(4) 教職課程の認定は、短期大学の学科等においては二種免許状、四年制大学の学科等及び短期大学の専攻科においては一種免許状、大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科においては専修免許状の教職課程の認定を受けるものとする。ただし、特別支援教諭免許状については大学院の研究科専攻等及び大学の専攻科において一種免許状の教職課程の認定を受けることができる。

10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2(4)にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2(5)及び(6)は適用しない。

※ 2(4)については、特例の新設にあたり、原則を明示するための改正。

※ 本特例(強み専門性特例)の趣旨は、資格取得や留学等の強みや専門性に係る活動等と一種免許状の取得の両立が困難である状況等を鑑みて、免許状取得との両立を目的とするための特例であるため、同一免許状の一種免許状の教職課程との併設を想定するものではない。

3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例③

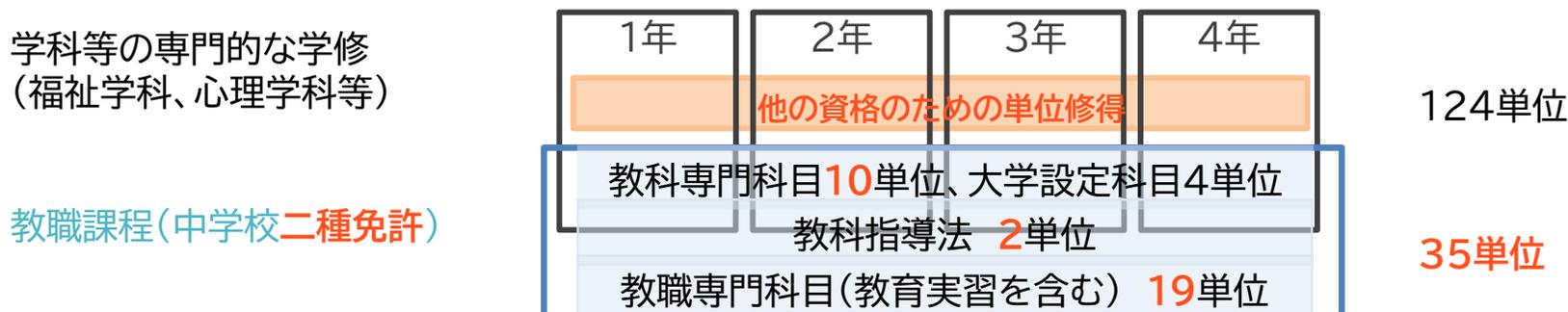
○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



●留学によるグローバル感覚・語学力等の育成との両立



●他の資格等の取得との両立



3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例④

○申請に当たっては、「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点」(令和5年9月28日課程認定委員会決定)の全ての観点について、よく確認の上、十分に検討すること。

<観点1> 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

様式第10号ア(特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料)

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

○強みや専門性に係る活動の内容

(強みや専門性に関する具体的な内容について記載すること。)

○強みや専門性を身に付けるために想定される期間や単位数等

(身に付ける強みや専門性に係る活動等が、一般的に一種免許状の教職課程を履修すること両立困難であると想定されるものであることを期間や単位数等の具体的な数値を示して記載すること。必要に応じ、図表等を含めて構わない。)

○期待できる相乗効果

(身に付ける強みや専門性が、申請する二種免許状との関係でどのような相乗効果を期待できるかを具体的に記載すること。単に既存の教育課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しないので留意すること。)

3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑤

＜観点2＞当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

○教育委員会等からの要望や地域や学校における課題

(教育委員会等からの要望や地域や学校における課題を具体的に記載すること。)

○要望や課題に対して解決できる教育課程の内容

(強みや専門性が教育委員会等からの要望等について対応したものであることを記載すること。)

＜観点3＞身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか。

○両立を目的とした教育課程について

(学年別に記載するのではなく、教育課程全体を通じて無理のない教育課程になっているか記載すること。)

○科目開設上の工夫や履修指導の体制

(無理のない教育課程とならないよう科目開設上の工夫や履修指導の体制等について具体的な予定を記載すること。)

3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑥

<観点4> 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

(強みや専門性に係る活動等と当該学科等の学位プログラムとの関係性について、記載すること。)

<観点5> 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか

※ 様式には観点5の記載項目はないが、申請書全体で審査する。

- 科目の開設状況
- 教職専任教員の配置状況
- 教員の研究・業績等
(専任・兼担・兼任)
- 教育実習計画、実習校
- 施設・設備 等

【小学校の例】 定員50人の場合

・教科専門科目、基礎的理解科目、道徳等科目、指導法科目にそれぞれ1人以上、かつ、小学校課程全体として合計8人

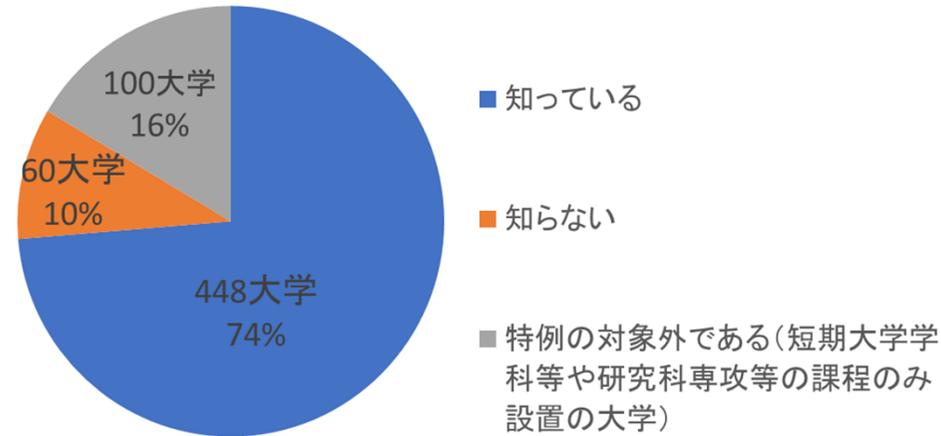
※定員を50人超えるごとに、2人の追加必要

・教科専門科目は1以上開設、各教科の指導法は10教科全て開設が必要

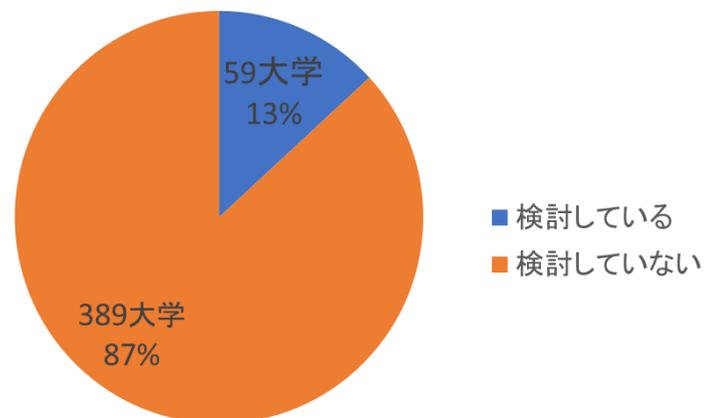
※義務教育特例(基準4-8(2)viii)により、小・中間の指導法の共通開設は一部可能となっているが、小・小間の共通開設は不可であることに留意

3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑦

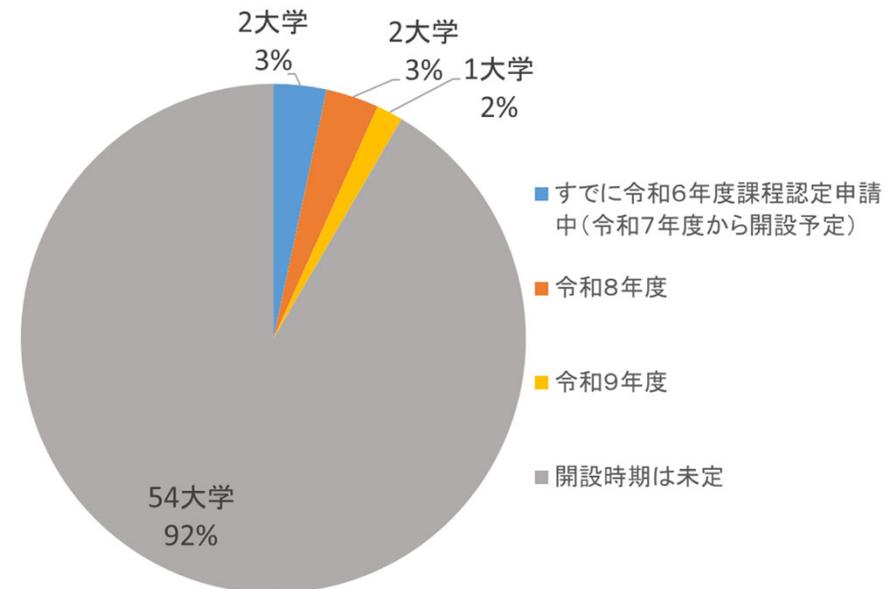
教職課程における「特定分野に強みや専門性を持つ学科等の特例」について知っていますか。



「特定分野に強みや専門性を持つ学科等の特例」を活用した教職課程の開設について検討していますか。



いつから開設予定ですか。



3-1 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例⑧

「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例」を検討していない理由について教えてください。（自由記述）

- ・ 開設要件が厳しいため。
- ・ 検討をした結果、小学校の課程認定を申請する際には、たとえ小学校二種免許状であっても、教科教育法においては10教科分（音楽、図工等）の科目を開設することは、教科の施設設備（ピアノをおいた音楽室等）を配置することを含めて、理科系単科大学では、とてもハードルが高く難しいため。
- ・ 担当教員が不足するため。
- ・ 二種免許状への学生の需要がないため。
- ・ 「当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか」との審査の観点について、顕著であるとみなされる基準が不透明であるため。
- ・ 介護等体験の実習期間・実習場所の調整など、課題が多くあるため。
- ・ 大幅なカリキュラム変更を要し、人事計画にも影響するため。
- ・ 検討材料・情報が少ないため。
- ・ 採用後の待遇やキャリアについても影響が不明であるため。

※開設要件の困難さ

学内リソースの負担

学生のメリットが見えない

カリキュラム改編の負担

等の理由が多く見受けられる。

3-2専科指導優先実施教科に対応した小二種特例①

現状

- ・令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- ・現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の免許の教職課程の開設数は少ない。
- ・多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。

(※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。

○小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保 健 体 育
84学科	60学科	66学科	60学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)
英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置く大学の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。

本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職課程を開設可能となる。

中学校免許
英語、理科
数学、保体

×

小学校免許

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

【教職課程認定基準】

2 教育上の基本組織

(5) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

(6) 幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

11 専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例

2(4)、(5)及び(6)にかかわらず、**数学、理科、保健体育又は英語の中学校教諭の教職課程を有する大学の学科等は、地域における教員養成の状況・課題等に応じ、小学校教諭二種免許状の教職課程の認定**を受けることができる。

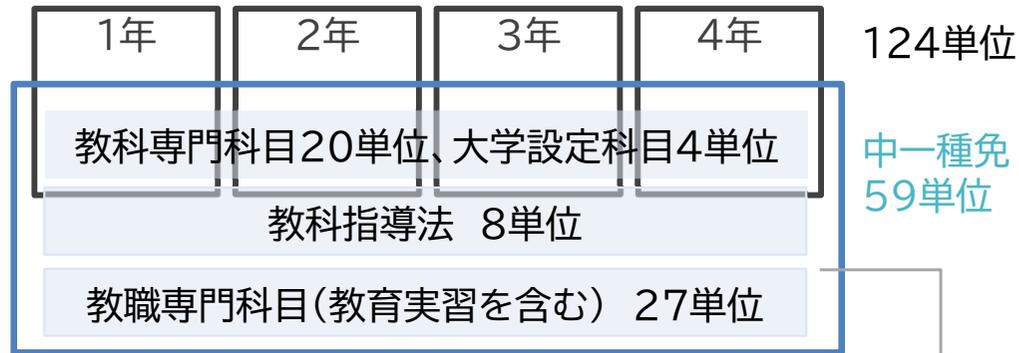
- ※ **地域における教員養成の状況・課題等を踏まえる**ことに留意。
- ※ 小学校の課程の授業科目を開設するに当たっては、基準4-8(2) v)、viii)等を活用し、中学校との共通開設も考えられること。その際は、いずれの学校種にも対応できる内容を検討すること。
- ※ 小学校の課程は、**二種免の課程**であることに留意。

3-2専科指導優先実施教科に対応した小二種特例③

○通常の中学校の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

学科等の専門的な学修
(理学部理学科等)

教職課程(中学校一種免許理科)



所属する学科等の科目以外に修得すべき科目が多い。また、通常は教員養成系以外の学科等は、中学・高校の教職課程しか設置していない。

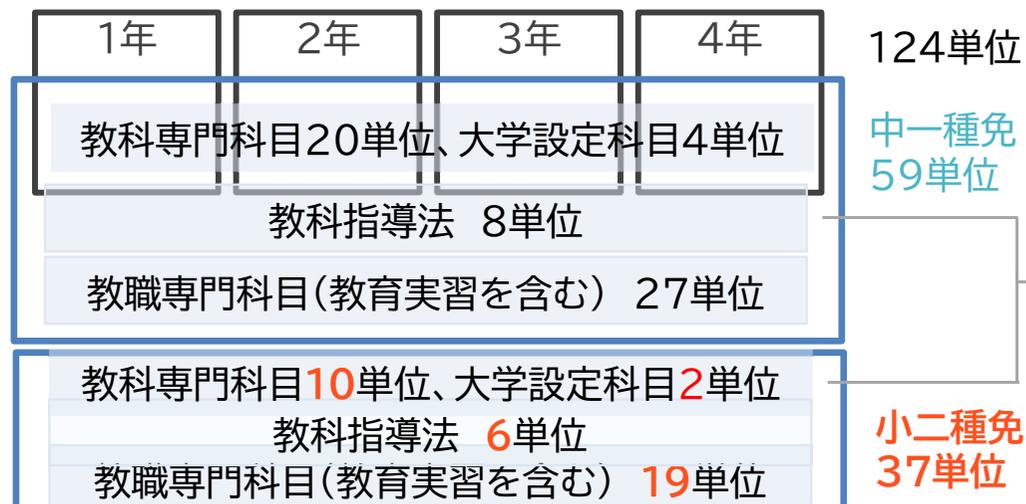
●専科指導優先実施教科(理科・算数・体育・外国語)に相当する中学校の教職課程大学(理科・数学・保体・英語)が特例を活用し、小学校の教職課程を置く場合

学科等の専門的な学修
(理学部理学科等)

教職課程(中学校一種免許理科)

+

教職課程(小学校二種免許)



小学校と中学校の科目を共通開設するなど大学の科目設定の工夫により、修得すべき科目の単位数はさらに低減が可能。

3-2 専科指導優先実施教科に対応した小二種特例④

専科指導優先実施教科に相当する中学校養成課程における小学校二種免課程の併設例

小学校教諭二種免許状					中学校教諭一種免許状(理科)									
免許法施行規則		教職課程			免許法施行規則		教職課程							
教科及び教科の指導法に関する科目 16単位	教科に関する専門的事項	単位	授業科目	単位	教科に関する専門的事項	教科及び教科の指導法に関する科目 28単位	単位	授業科目	単位					
		国語						物理学	1	物理学概論	1	必修		
		社会								物理Ⅰ	2	必修		
		算数		初等算数			1	必修	化学	1	化学概論	1	必修	
		理科	1科目以上				物理学概論	1	必修			化学Ⅰ	2	必修
							化学概論	1	必修			化学Ⅱ	2	必修
							生物学概論	1	必修	生物学	1	生物学概論	1	必修
							地学概論	1	必修			生物学Ⅰ	2	必修
		生活								生物学Ⅱ	2	必修		
		音楽						地学	1	地学概論	1	必修		
図画工作				物理学実験	1	物理学実験	1	必修						
家庭				化学実験		化学実験	1	必修						
体育				生物学実験		生物学実験	1	必修						
外国語				地学実験		地学実験	1	必修						
小計			5単位		小計			20単位						
各教科の指導法	各教科の指導法	単位	授業科目	単位	各教科の指導法	各教科の指導法	単位	授業科目	単位					
		国語	1	初等国語指導法			1	必修	理科	8	初等中等理科指導法	2	必修	
		社会	1	初等社会指導法			1	必修			中等理科指導法A	2	必修	
		算数	1	初等算数指導法			1	必修			中等理科指導法B	2	必修	
		理科	1	初等中等理科指導法			2	必修			中等理科指導法C	2	必修	
		生活	1	初等生活指導法			1	必修						
		音楽	1	初等音楽指導法			1	必修						
		図画工作	1	初等図画工作指導法			1	必修						
		家庭	1	初等家庭指導法			1	必修						
		体育	1	初等体育指導法			1	必修						
外国語	1	初等英語指導法	1	必修										
小計			11単位		小計			8単位						
合計			16単位		合計			28単位						

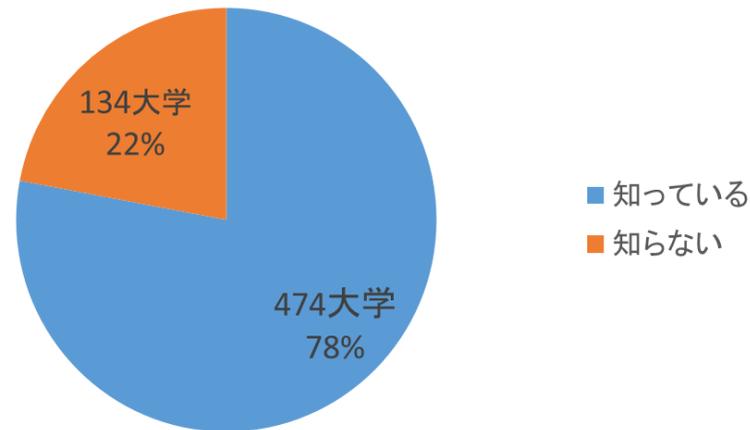
基礎的理解 6単位	理念歴史思想		教育原論	2必修
	教職の意義等		教職論	2必修
	社会制度経営		教育社会学	2必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2必修
	特別支援	1	特別支援教育	1必修
	教育課程		教育課程論	1必修
			合計	10単位
道徳等 6単位	道徳	1	道徳教育の指導法	2必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1必修
	特活		特別活動論	1必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2必修
	情報通信技術の活用	1		
	生徒指導		生徒指導論	1必修
	教育相談		教育相談	2必修
	進路指導		進路指導論	1必修
			合計	10単位
教育実践 7単位	教育実習	5	学校体験活動	2必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3
	教職実践演習		教職実践演習(小)	2必修
			合計	7単位
独自設定 2単位		介護等体験実習	2	

基礎的理解 10単位	理念歴史思想		教育原論	2必修
	教職の意義等		教職論	2必修
	社会制度経営		教育社会学	2必修
	発達・学習の過程		教育心理学	2必修
	特別支援	1	特別支援教育	1必修
	教育課程		教育課程論	1必修
			合計	10単位
道徳等 10単位	道徳	2	道徳教育の指導法	2必修
	総合		総合的な学習の時間の指導法	1必修
	特活		特別活動論	1必修
	教育の方法・技術		教育方法論(ICT活用教育)	2必修
	情報通信技術の活用	1		
	生徒指導		生徒指導論	1必修
	教育相談		教育相談	2必修
	進路指導		進路指導論	1必修
			合計	10単位
教育実践 7単位	教育実習	5	学校体験活動	2必修
			小中教育実習(事前事後含む)	3
	教職実践演習	2	教職実践演習(中高)	2必修
			合計	7単位
独自設定 4単位		介護等体験実習	2	

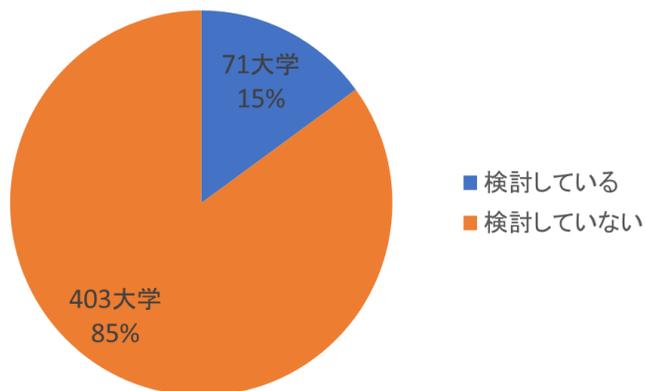
青は義務教育特例の活用、赤は複数学科等共通開設の活用

3-2専科指導優先実施教科に対応した小二種特例⑤

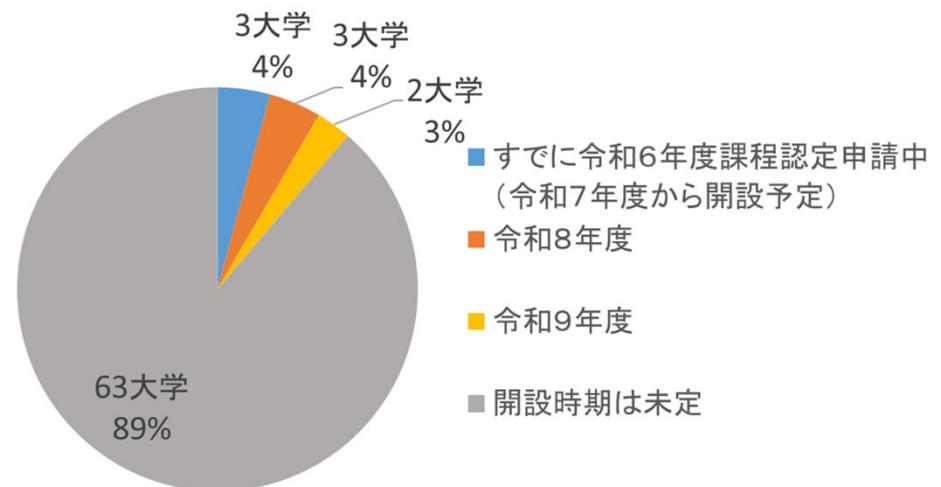
教職課程における「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」について知っていますか。



「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」を活用した教職課程の開設について検討していますか。



いつから開設予定ですか。



3-2専科指導優先実施教科に対応した小二種特例⑥

「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」を検討していない理由について教えてください。（自由記述）

- ・ 開設要件が厳しいため。
- ・ 特例を使用しても小学校2種の教職課程認定基準を満たすことが困難であるため。
- ・ 本学では、中学校・高等学校両方の教員免許取得を希望する(目指す)学生がほとんどであるため。
- ・ 現状で設置に係るコストに上回る取得希望者が見込めないため。
- ・ 学生の履修の負担をこれ以上増やすことは難しく、大学のリソースも限られているため。
- ・ 一度検討はしたが、科目の開講にあたりキャンパス間移動や教員確保の面で課題が多く、今回は見送ったため。
- ・ 具体的な運用のイメージができていないため。
- ・ 教育委員会から要請がないため。

※開設要件の困難さ

学内リソースの負担

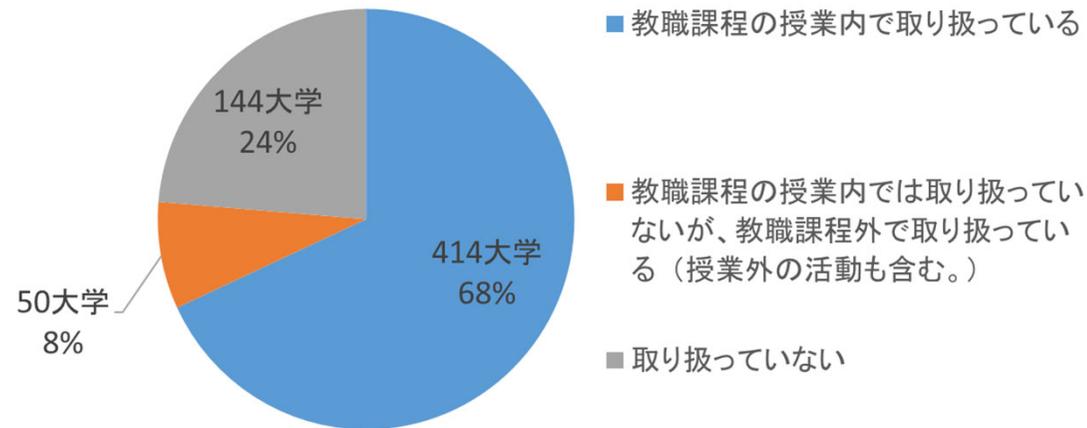
学生のメリットが見えない

カリキュラム改編の負担

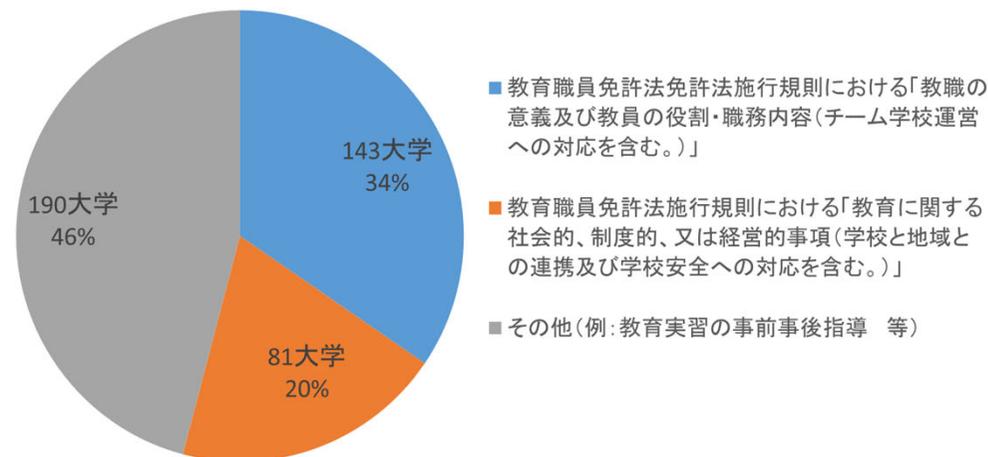
等の理由が多く見受けられる。

3-3児童生徒等性暴力等の防止に関する取組について①

貴学において、履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるため、法の内容等を授業等で取り扱っていますか。



教職課程の授業のうち、どの科目で取り扱っていますか。



科目の中ではどのような内容を取り扱っていますか。（自由記述）

（「教職の意義及び教員の役割・職務内容」等）

- ・「教職論」という授業名で開設し、教員児童生徒性暴力等防止法全般について取り扱っている。
- ・「教職入門」において、サービスや免許状制度について、社会的に大きな問題になっていること（直近の報道を紹介）や、免許失効後の再取得にハードルが設けられるようになったこと等について触れている。
- ・「保育者論」、「教育制度論」という授業名で開設し、子どもをめぐる法的対応や多様な学びとセーフティネットを取り扱っている。

（「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」等）

- ・「教育制度論」という授業名で開設し、教員児童生徒性暴力等防止法について取り扱っている。
- ・教育行政論という授業名で開設し、学校をめぐる諸課題を扱う授業で法についての理解及び性被害の実態や学校の対応等について資料を使用して理解を深めるとともに子どもの人権という視点から学生相互の意見交換をさせている。
- ・「幼児教育制度論」という授業名で開設し、DBS制度等について取り扱う。

（「教育実習」等）

- ・「教育実習事前指導」の授業において、教員児童生徒性暴力等防止法全般に加えて文科省が作成された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」を視聴し、自宅学修を義務付けている。
- ・教育実習事前指導授業においてSNS等の使い方と関連して実施している。
- ・「教育実習指導」の授業内において、「実習中の心得」の柱の中で問題になった具体例等も挙げ、説明するとともに、「4文科教第350号(R4.6.3)」記載の動画等の視聴を薦めている。

（その他）

- ・「保健体育科教育法Ⅰ」の授業科目において、外部講師を招き包括的性教育について取り扱っている。
- ・文部科学省が推進している、生命の安全教育とは何かや生命の安全教育の「指導の手引き」について取り上げている。

3-3児童生徒等性暴力等の防止に関する取組について③

教職課程外の取組について、主な取組内容を記載してください。（自由記述）

（教職課程以外の基礎科目等）

- ・教職課程以外の学生全体に向けた初年次教育科目等で他のDV等の内容に含め授業をしている。
- ・「現代教育の諸問題」という授業名で開設し、教員児童生徒性暴力等防止法全般について取り扱っている。
- ・ゲストスピーカー等をお招きし、倫理・人権の授業内で性暴力について取り扱っている。

（学内の研修、講演会、出張授業等）

- ・子どもの育ち支援会議にて、子どもとの関わり方について体系的に学ぶ研修会を実施している。
- ・毎年、教職課程履修者を対象に「人権・同和・性教育講演会」を実施しており、性教育の講演会の中で性暴力について取り扱っている。
- ・教育委員会の出張授業で当該の内容について説明いただいている。
- ・キャリア演習、教職課程における教員学生が一緒に受けるFD研修など。
- ・教員採用選考のための学習会において、国や都道府県が発出した通知等の内容を周知している。

（その他）

- ・児童生徒ではなく、乳児幼児を対象に理解を深めるため、保育士養成課程と合わせて体験実習や観察実習等で共通で取り扱っている
- ・4年次の教育実習直前の事前指導で、LMSを用いて小テストを実施している。

※教職課程以外においても、大学の様々な授業や研修等で取り扱っていることが見受けられる。

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
 ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や**養成課程の履修学生への啓発等**
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

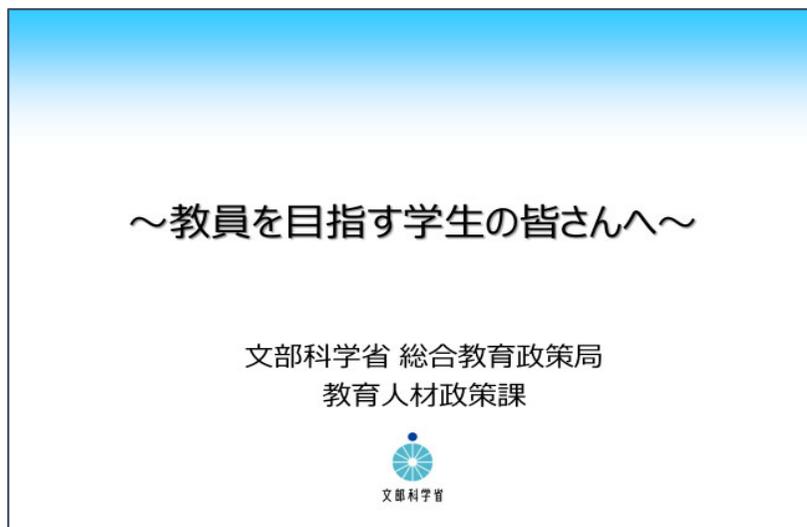
教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

○【動画】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～



- 教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等についてまとめた啓発動画。教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業、授業外の取組等においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

(参考) 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

○【動画】児童生徒性暴力等の特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。

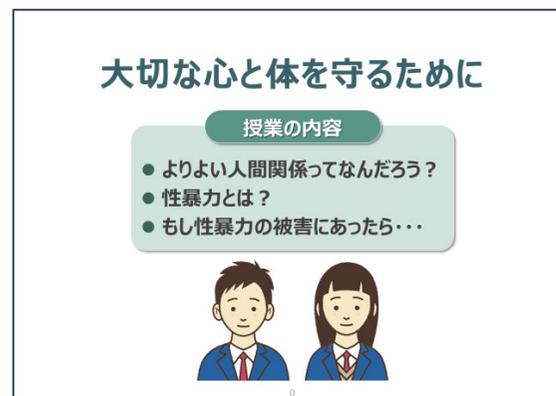
<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>



○【教材】「生命(いのち)の安全教育」

子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。



(↑中学生向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



(↑小学校(低・中学年)向け)

令和4年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究 -教職課程大学生の倫理観および行動コントロール方向上のための CBTを活用した教育プログラムの開発と実践-

熊本大学は文部科学省より委託を受けて、文部科学省 令和4年度『教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業』のうち「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」を行いました。

研究の目的と構成

本調査研究では、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に関わる全国の教職課程を設置する大学（教職課程認定大学）および教育委員会の取り組みの実態を、Webアンケートによる調査の実施と結果の分析を行い（研究①）、さらに、教職課程を履修する学生の理解促進のために教職課程認定大学において行われている児童生徒性暴力等の防止等に資する取り組みを実践し、その分析を行うことで（研究②）、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に係る教職課程認定大学における取り組みを促進することを目的としました（図1 調査研究の構成参照）。

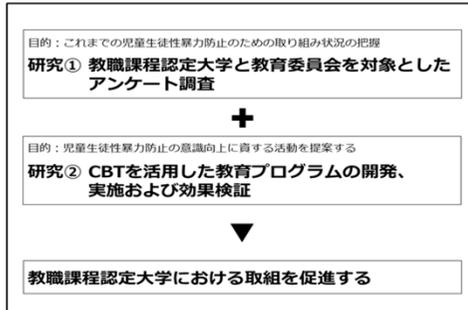


図1 調査研究の構成

※CBT (Cognitive Behavioral Therapy)：心理療法の一つである認知行動療法を指す。

主な結果

研究①

全国の国立教職課程認定大学140大学、都道府県教育委員会および政令指定都市教育委員会67委員会にアンケートを依頼し、52大学（回収率37.1%）、46教育委員会（回収率68.7%）から回答が得られました。教職課程認定大学の授業の中で、教職員等の児童生徒性暴力等の防止に関する取り組みを行っているのは約半数の29大学（55.8%）で、授業外では10大学（19.2%）が実施していました。

研究②

教職課程を履修する学生245名を対象に、2回の授業枠で、教職員等の児童生徒性暴力等の防止のための意識向上をねらいとして開発した教育プログラムを実施しました。教育プログラムには、本研究で作成した、事前学習教材としてのオンデマンド形式のICT教材が含まれました。

本教育プログラムを受講する前後で、「チームワークで取り組む意識」が増大し、問題が生じたときに対応を後回しにする態度を意味する「回避的援助要請スタイル」が減少しました。
▶教育プログラムによる意識向上の効果が一定程度確認されました。

事業報告ウェブサイト（熊本大学サイト）

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>



研究①の結果

図2・3に、児童生徒性暴力等の防止に関する学生を対象とした教職認定大学の実践の実態と、教育委員会の教職認定大学との連携の実態を示しています。

児童生徒性暴力等の防止等に資する取り組みを行う上で必要だと考えることは以下のものが複数の大学で挙げられました。

- ・カリキュラム内での明確な位置づけ
- ・学部講師の確保と予算の確保
- ・人権意識・人権尊重の教育
- ・実践的で使い勝手のよい資料や教材

アンケート調査において児童生徒性暴力の防止のための先駆的な取り組みを行っている教職課程認定大学および教育委員会のうち、4大学および13教育委員会からインタビューで具体的な実践を聞き取りました。

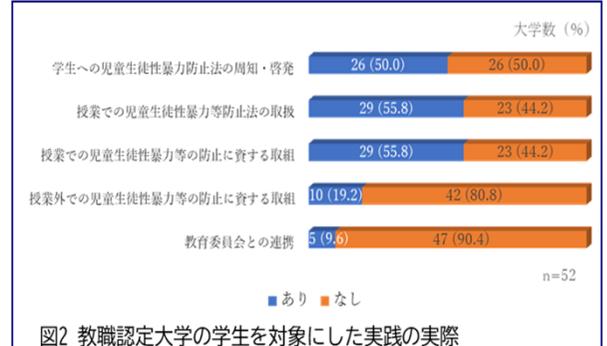


図2 教職認定大学の学生を対象にした実践の実態

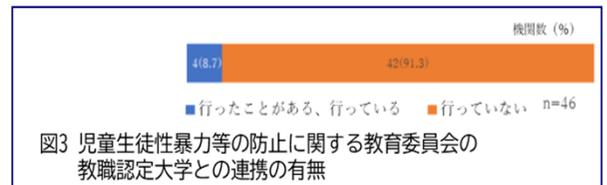


図3 児童生徒性暴力等の防止に関する教育委員会の教職認定大学との連携の有無

研究②の結果

研究②では、事前学習用ICT教材（図4）による事前学習を踏まえ実施した教育プログラムでは、受講者の肯定的な変化が認められたほか、教育プログラムそのものと、児童生徒性暴力等を教育プログラムの中で扱うことにも概して肯定的な評価が得られました（図5）。

この演習授業は参加する価値があったか。

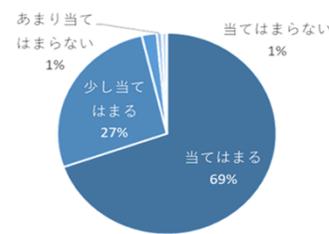


図5 教育プログラムの評価



図4 事前学習用ICT教材のスライド例

事前学習用ICT教材の動画サイト（YouTubeのリンク）



Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

本事業は、文部科学省からの委託を受けて、熊本大学が実施したものです。

お問い合わせ先：熊本大学大学院人文社会科学部 高岸研究室 (takagishi@educ.kumamoto-u.ac.jp)

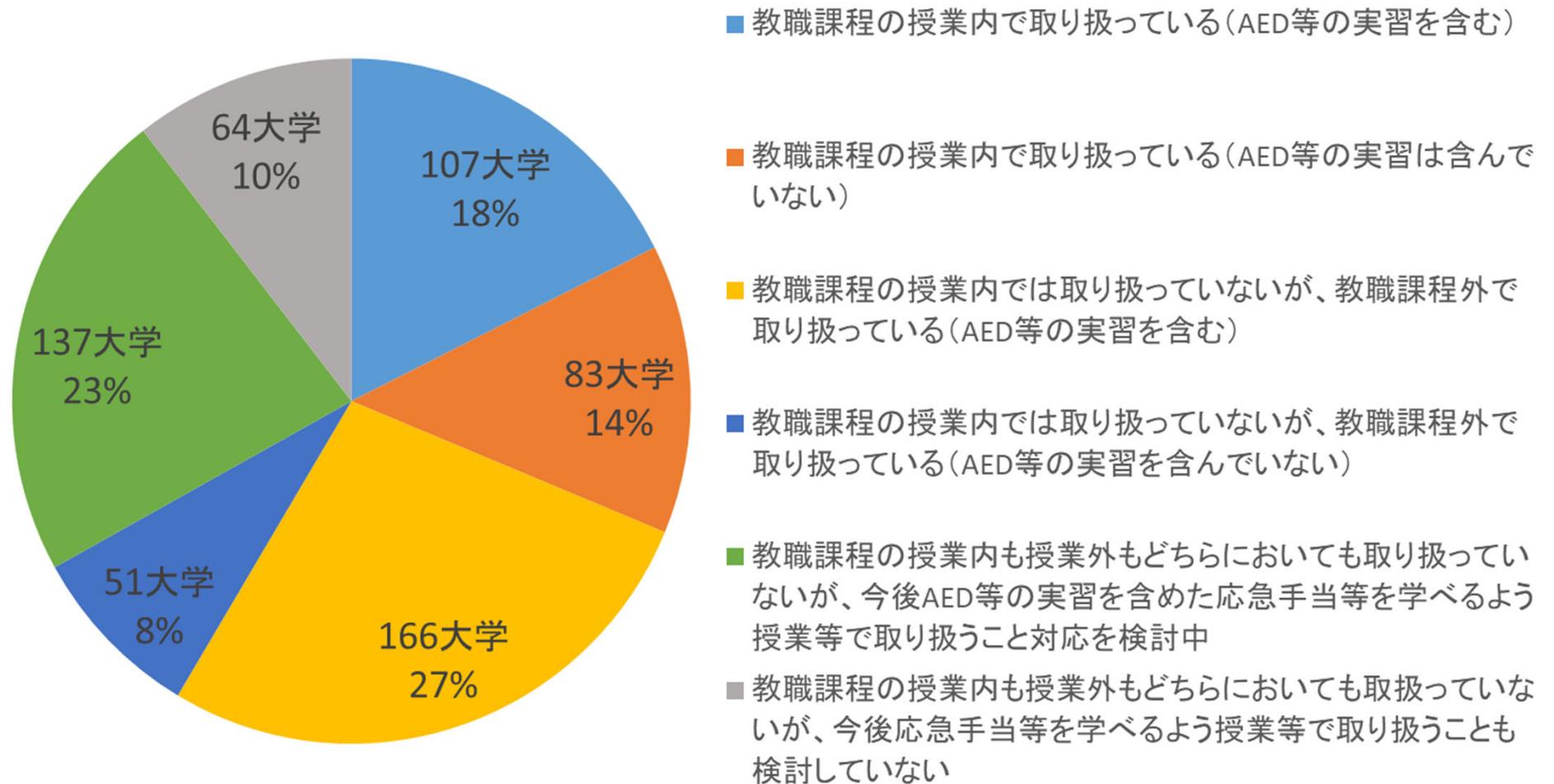


お問い合わせ先：熊本大学大学院人文社会科学部 高岸研究室 (takagishi@educ.kumamoto-u.ac.jp)

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>

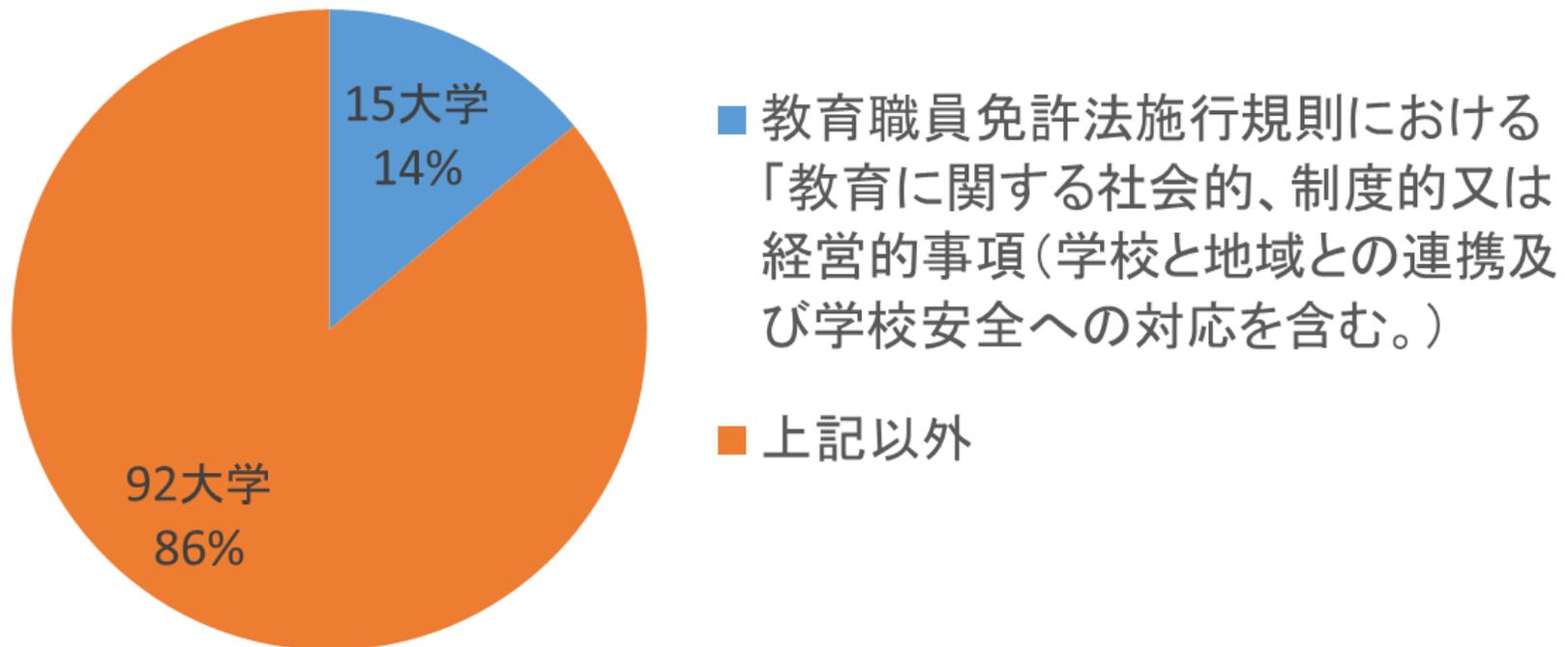
3-4心肺蘇生等の応急手当に関すること①

貴学において、履修する学生が応急手当等を学べるよう授業等で取り扱っていますか。



3-4心肺蘇生等の応急手当に関すること②

教職課程の授業のうち、どの教科で取り扱っていますか。



3-4心肺蘇生等の応急手当に関すること③

「上記以外」を選択した場合は取り扱っている科目について具体的に記載ください。

(中高保健体育の「教科に関する専門的事項」の科目、養護に関する科目等)

- ・中高保健体育の「教科に関する専門的事項」の科目「安全管理と救急処置」においての実習を行っている。本科目は医師免許を有した専任教員が担当している。
- ・教科及び教科の指導法に関する科目に配置する「救急対応Ⅰ」の授業科目において、AT資格を有する教員が知識と技能を教授している。
- ・「体育講義」の授業内で、「乳児、小児、成人の蘇生人形やトレーニング用 AED を用い、救急蘇生を行う」といった内容を実施している。
- ・教科及び教科指導法に関する科目「救急処置法」にて、3回に渡り日本救急蘇生普及協会の方をお招きし、演習（AED 実習を含む）を行っている。
- ・「救急処置（実習を含む）」という授業名で開設し、傷病者の観察やテーピング、RICE処理、心肺蘇生について学ぶ。
- ・「養護実習」事前学修の指定課題として取り上げ、自己演習している。そのうち、胸骨圧迫は全学生による実技演習を実施している。

(教職実践演習)

- ・教職実践演習等の科目にて、消防士の指導の下、応急手当について実施している。

(教職課程以外の基礎科目等)

- ・「大学で学ぶ」「キャリアを考える」という授業名の科目において大学生が身に付けるべきスキルとしてとらえ、年に1回実施している

※ 「中高保健体育の教科に関する専門的事項科目」、「養護に関する科目」を中心に、その他、「教職実践演習」、「教職免許法施行規則第66条の6「体育」の科目」、教職課程以外の基礎科目等や保育士養成科目等においてもで取り扱っていることが見受けられる。

3-4心肺蘇生等の応急手当に関すること④

教職課程外の取組について、主な取組内容を記載してください（自由記述）

（教職課程外の授業）

- ・1年次対象の「救急法」という集中講義で、外部講師に日本赤十字社を招き、AEDの実習含め座学・実習を行っている。最終的に確認テストも実施し、身につけているかどうかを判断している。
- ・学生生対象（卒業要件）の合宿型研修において、地域の消防署の協力のもと、全員が心肺蘇生法およびAEDの使用方法を体験し、「普通救命講習Ⅰ修了証」を取得している
- ・教職課程外の「小児保育実習」で心肺蘇生法等の実技を取り扱っている。
- ・「スポーツ医学実習」において、止血法、包帯法、心肺蘇生等について取り扱っている。
- ・介護等体験の事前指導に含んでいる。

（大学で行う救命講習等）

- ・入学時に全入学生を対象に、市民救命士講習（AED等の実習を含む）を行い、修了証を発行しています。
- ・ボランティア等を含む学生や教職職員を対象に救命救急講習を行っている。
- ・クラブ活動の学生を中心に日赤によるダミー人形を使用したAED及び心肺蘇生の講習を年に一度おこなっている。
- ・今年度は教職課程の履修生も多く所属している体育系の学生団体を対象に講義編、実技編の計2回安全講習会を実施している。学生課と保健師の指導の下、捻挫などの外傷に対する応急処置やアイスバスを使った熱中症の応急処置を実際に体験しながら学習している。実技編ではAEDの操作講習会を実施した。
- ・インターネットで簡単に使えるウェブアプリを使用した救命措置に係る学習の機会を学生に提供している。

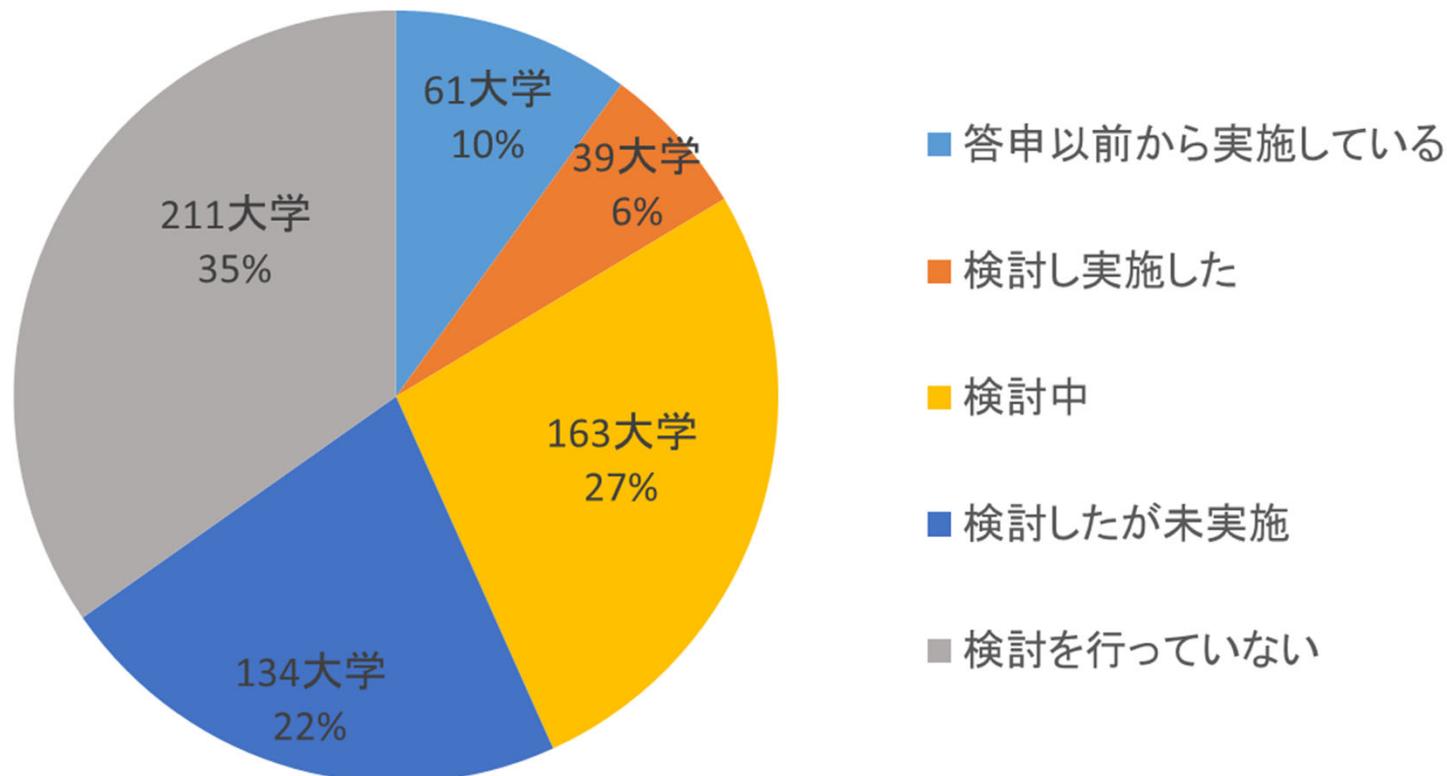
**※教職課程外の授業や、大学で行う救命講習等で取り扱っていることが見受けられる。
また、消防士などの外部人材を招聘する場合も多く見受けられる。**

→ **令和6年6月3日付け通知「心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について」を踏まえ、引き続き積極的な対応をいただきたい。**

3-5教育実習等の在り方の見直しに関すること①

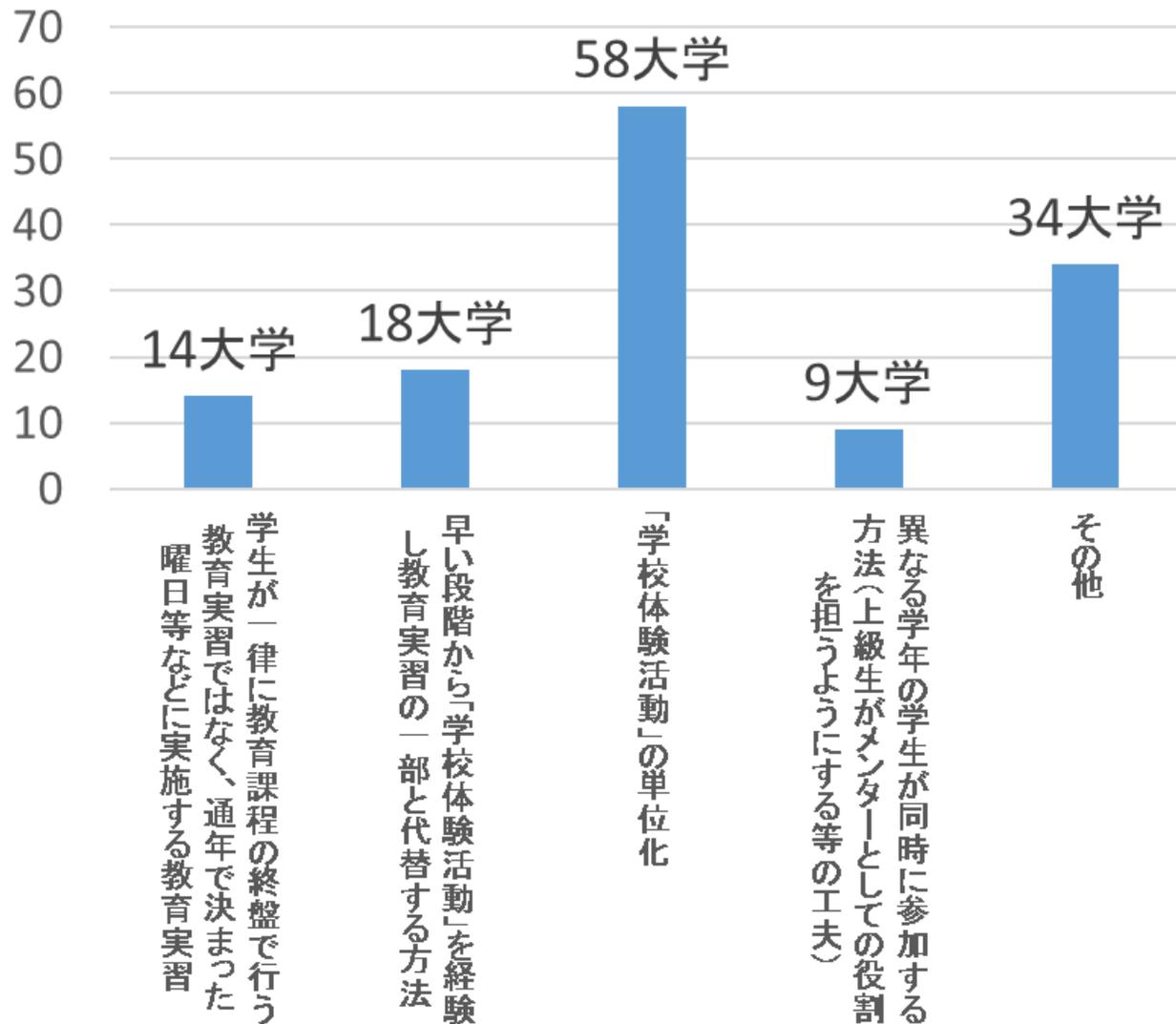
貴学において、下記の趣旨を踏まえた教育実習等の在り方について検討・実施していますか。

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（令和4年12月19日）」では、教職課程の在り方について、理論と実践の往還を重視した教育課程への転換が提言されるとともに、「教育実習」等については、従来の全ての学生が一律に、教職課程の終盤に履修する形式を改め、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきであり、現行制度上で可能な工夫として、通年で決まった曜日などに実施する方法や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法等を例示しています。



3-5教育実習等の在り方の見直しに関すること②

具体的にどのような取組を実施しましたか（複数回答可）。



3-5教育実習等の在り方の見直しに関すること③

前問において、「その他」を選択した場合は具体的な取組内容を記載ください。

(教育実習の時期の分散等)

- ・教育実習をⅠとⅡに分割して、1年次と2年次に各々2週間ずつ実施している。また、補講時期を設定して対象の学生については配慮している。(短期大学)
- ・幼稚園教育実習において、これまで2年次の6月、10月に実施してきたものを、1年時の11月と2年次の10月に分散させた。また1年時の実習の前に体験型オリエンテーションとして3日間の現場体験を導入した(現場体験の日数は実習として含めず)。

(インターンシップとしての取組)

- ・「スクールインターンシップ」という科目を設け、早い段階(2年次春学期)から学校体験活動を10回以上経験できる環境を提供している。
- ・教職課程の単位としての設定はできていないが、早い段階から、インターンシップの実習先の1つとして、学校を設けている。また、単位化はできていないが、地元の教育委員会などと連携し、学習支援活動に学生が関わるようにしている。

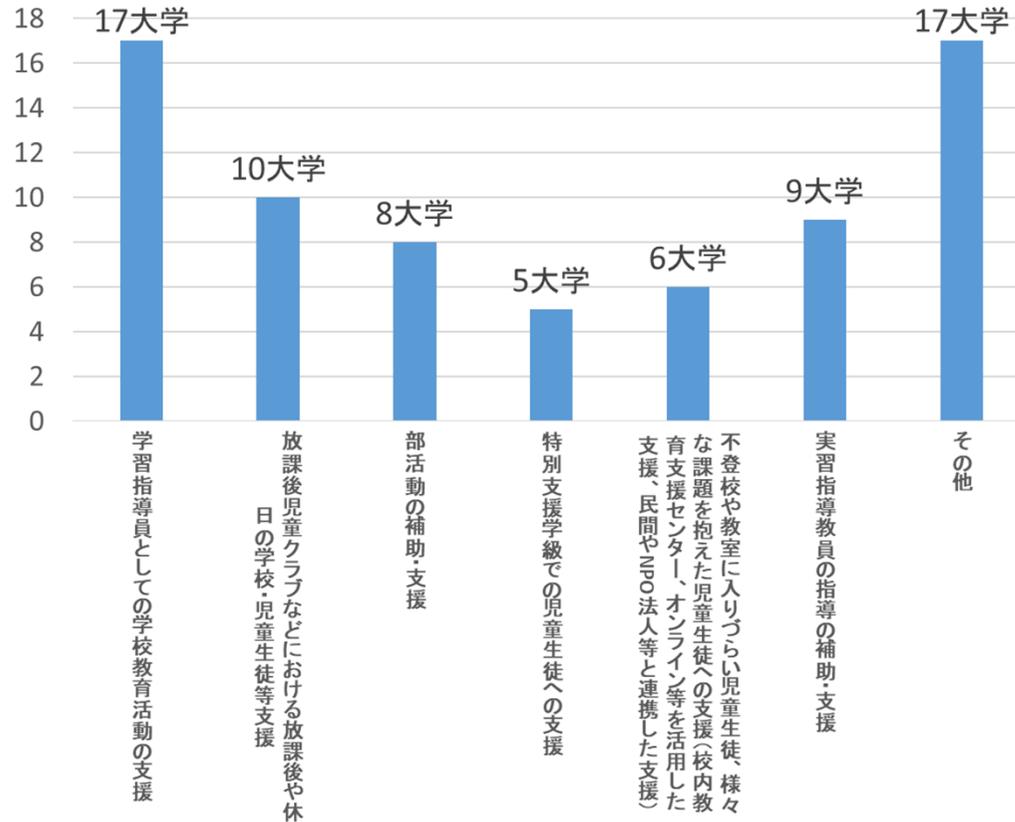
(その他)

- ・教職課程の早い時期(1年生、2年生)に異なる学校種(幼・小・中・特別支援)に観察参加実習へ行く取り組み。
- ・3年生の教育実習を2年生が参観し、次年度の教育実習に向けて動機づけを行う取り組み
- ・卒業生との懇談会の実施(年1~2回)(先輩の体験談をきき、実習の実際に生かす)
- ・教育現場での実習の授業と大学での教科の指導法の授業を関連させ授業研究を行うなど、理論と実践の往還を重視した取り組み。

※その他にも、「ボランティア活動」、「附属学校園行事への参加」等での取組が見受けられる。

3-5教育実習等の在り方の見直しに関すること④

どのような「学校体験活動」を教育実習の一部と代替していますか（複数回答可）

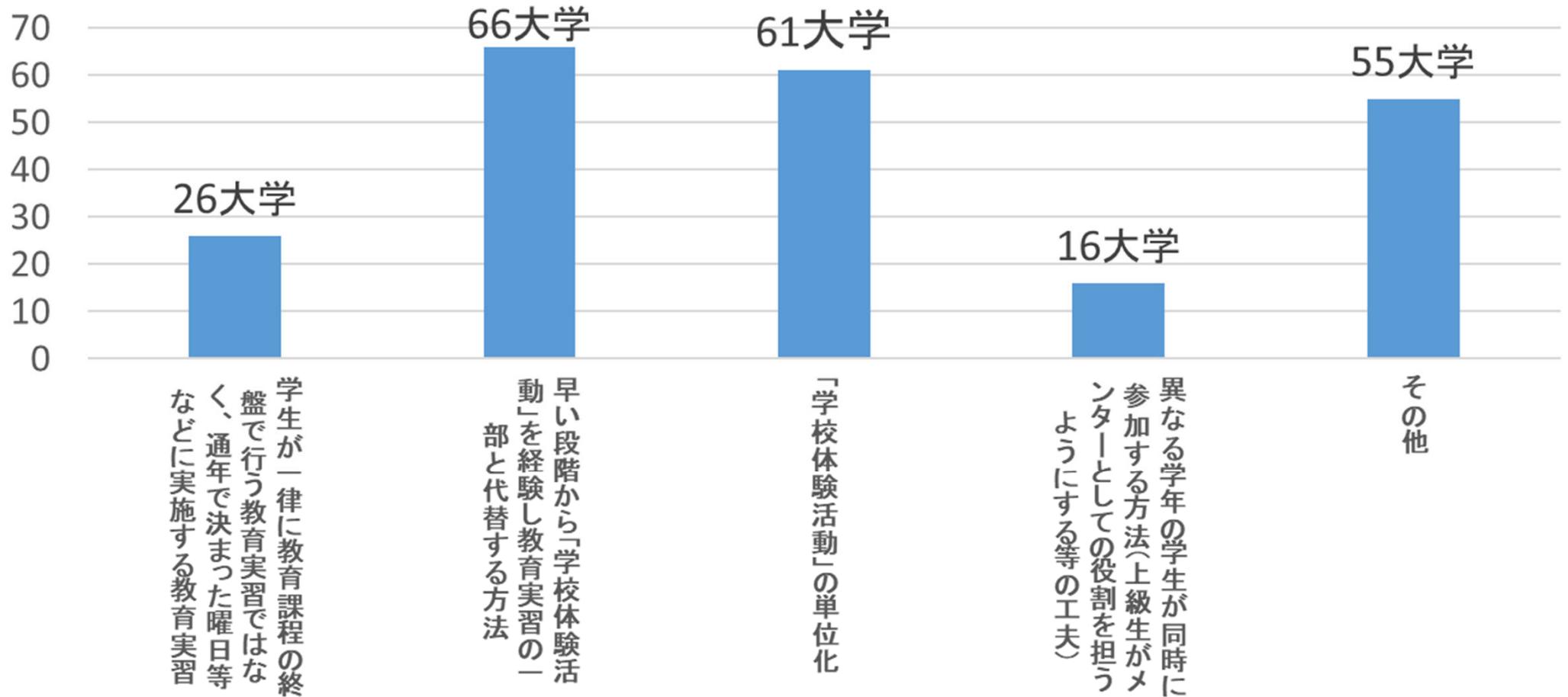


前問において、「その他」を選択した場合は具体的な取組内容を記載ください。

- ・行事の支援、補助
- ・養護教諭免許取得希望者の学校体験活動のため、学校健康診断補助や保健室支援活動も含む。

3-5教育実習等の在り方の見直しに関すること⑤

具体的にどのような取組を検討していますか。



3-5教育実習等の在り方の見直しに関すること⑥

前問において、「その他」を選択した場合は具体的な取組内容を記載ください。

- ・低回生を対象とした「学校体験活動」の単位化（3回生以上に対してはすでに「大学が独自に設定する科目」として単位化しているが、教育実習の一部に代替できる形にはなっていない。）
- ・試行的に教育実習期間を2つに分け、前期を児童・生徒観察に、後期を授業実践に内容を特化した。両期の間には十分なインターバルを取り、子どもたちとの関係をふり返りつつ、教材研究を行い、授業実践の準備期間にすることを計画している。
- ・県及び近隣の市町村教育委員会と連携し、近隣の中学校、高校で教育実習が複数年、段階的に実施・指導できるよう検討中である。
- ・地域の学校の要望に応じて学習サポート等の現場活動を積極的に展開している。また、PTAや町役場と共同で子供たちのための教育活動を行っている。

※「教育実習の早期化」、「地域と連携した取組」等を基に検討していることが見受けられる。

実施するにあたり、課題となる事項について主なものを1つ御回答ください

- ・短期大学で2年間という短い在学期間において、課程の早い段階に実習期間を設けるのが困難なため。
- ・早い時期に学外での教育的活動に出ることは、実習等に必要な準備が十分できていない状態で学外に出ることになるため自信喪失や意欲の低下につながりかねないこと、早期の実習は意欲の低い学生が教育現場に立つ可能性もあり、教育現場・学生双方の混乱を招く恐れがあり、いずれも教育実習として必要な内容が十分実施できるかどうか心配である。
- ・受入先の実習先の確保、カリキュラム改編が必要。
- ・ある程度期間をまとめておかないと、実習訪問や実習校との連携・調整が困難。
- ・通年で実施する場合、活動先との連絡調整や学生の管理など、きめ細かな対応が継続的に必要になり、現在の事務体制や人員配置の見直しが必要になる可能性がある。

※「学生の負担・スキルの養成」、「実習校への影響」、「カリキュラム変更」などの課題が見受けられる。

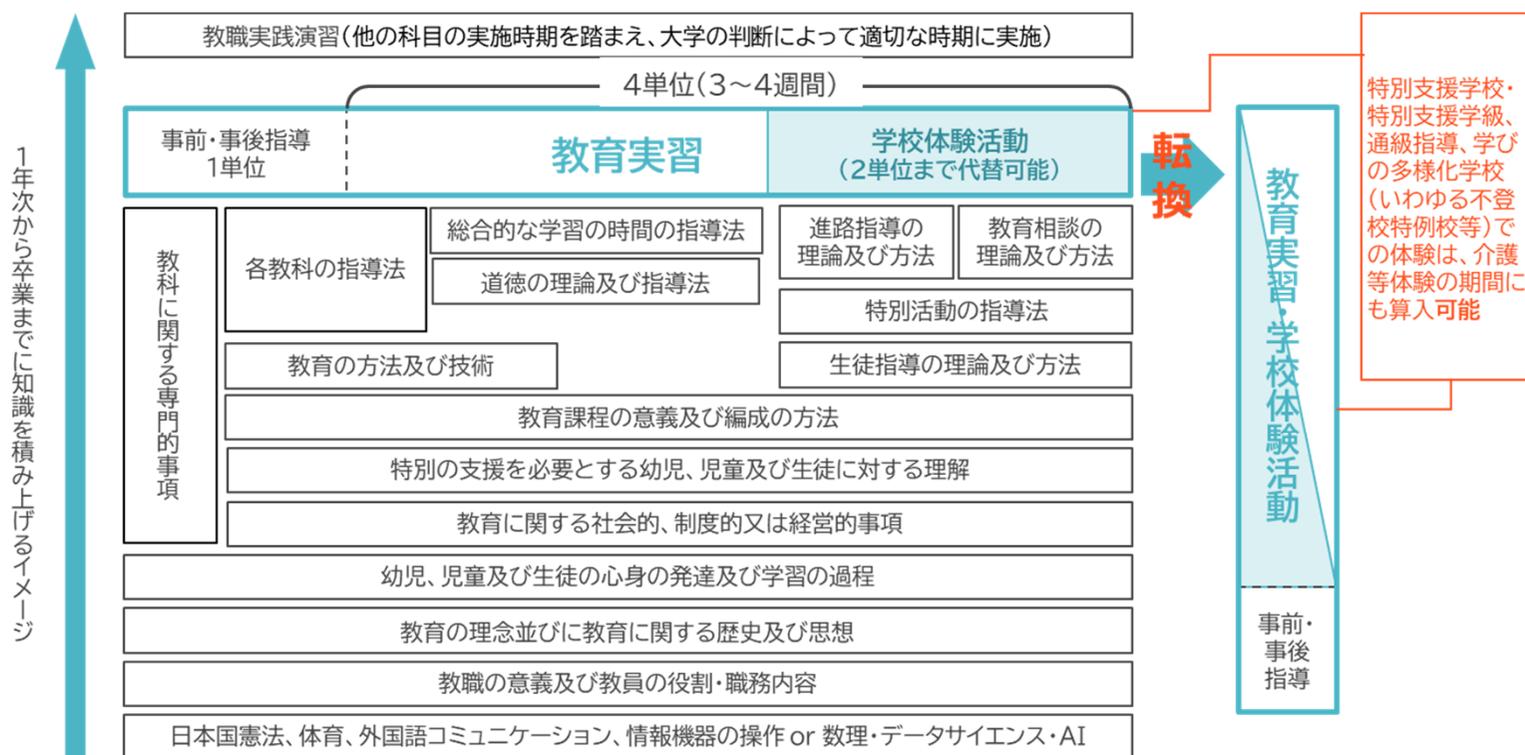
理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

○GIGAスクール構想など学校現場において様々な取組が進められている状況において、「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、学部段階での養成も含め、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現することで、学生の「授業観・学習観」の転換を図ることが重要である。

○令和4年12月の中央教育審議会答申において、「これまで、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、取得を目指す免許状の学校種の違い等も考慮しつつ、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべき」とされており、具体的には、「短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。」と提言されている。

○各大学におかれては、この趣旨を御理解いただいた上で、学校体験活動を含めた教育実習の在り方の見直しをお願いしたい。

教職課程を置く大学のカリキュラム（小学校・中学校の例）



※教育職員免許法上、四年制大学で取得可能な一種免許状について、最低修得単位数は、59単位である。
 ※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが実施されている。
 ※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

教職課程における「学校体験活動」の効果的な導入について

学校体験活動について

1 全般的事項

- **学校体験活動とは**、学校における授業、部活動等の教育活動その他の**校務に関する補助**又は幼児、児童若しくは生徒に対して**学校の授業の終了後若しくは休業日**において**学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助**を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。また、2単位まで（高等学校、特別支援学校は1単位まで）、教育実習の単位に含むことができる。

（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条表備考第8号）

2 学校体験活動の実施にあたって

- 大学が学校体験活動を実施するにあたって、以下のことを求めているため、実施の際には、大学と実習校間での調整が必要。
 - ① 教育実習と学校体験活動の**両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成**すること
 - ② 実習校と大学が連携して**実施体制やプログラム等を構築**すること
 - ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、**学生は実習校の指示の下に活動を行う**こと

3 具体的な活動内容について

- 児童、生徒等の話し相手、遊び相手
 - 授業補助
 - 学校行事や部活動への参加
 - 事務作業の補助
 - 学習指導員としての学校教育活動の支援
 - 放課後児童クラブ、放課後教室における放課後や休日の学校・児童生徒支援
 - 教育委員会・学校がNPOや民間企業等と連携して進める不登校や貧困等、様々な困難を抱える子供たちの支援
 - 高等学校等における「総合的な探究の時間」の補助
- 等

4 期待される効果

- （学生）学校現場をより深く知ることができ、自らの教員の適格性を把握したり、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎を身に付けることができ、教職に就く意欲を高めることにつながる
- （教育委員会・私立学校等）学校の様々な活動を支援する地域人材の確保ができ、教員採用につながる

教職課程における「学校体験活動」の効果的な導入について

学校体験活動について

5 学校体験活動と教育実習の違いについて

	学校体験活動	教育実習
内容	学校等における教育活動や学校行事、部活動、 <u>学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</u>	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を実践させることが中心</u>
実施期間	実施方法にもよるが、教育実習よりも長期間を想定（ただし、一日あたりの時間数は少ないことを想定）	4単位で120時間程度（3～4週間程度） 2単位で60時間程度（2～3週間程度）
学校の役割	<u>学校体験活動の目標達成に向けた指導</u> 、学生が行う支援、補助業務の指示	<u>実習生への指導や評価表の作成（そのための指導教員を専任し、組織的な指導体制を構築）</u>

6 学校体験活動を取り入れた具体的な履修モデルについて

- 5単位の教育実習のうち、2単位を学校体験活動に位置付けて、1年生と2年生それぞれで1単位の学校体験活動、3年生で介護等体験、4年生で3単位（事前事後指導含む）の教育実習を実施するモデル^{※1}

学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

1年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	省察活動
2年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	
3年生	介護等体験(特別支援学級等) 春季・夏季休業中等に実施	
4年生	教育実習・教職実践演習	

※1 文部科学省委託事業 令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
 大阪教育大学「教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン」より抜粋
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>

令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

令和5年度 文部科学省委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

教育効果の改善に資する 教育実習等実施のガイドライン

調査研究の目的と概要

教職志望の学生数の減少や教員採用試験における採用倍率の低下など、教師の養成・採用の状況が変化しつつあります。こうした中、教職課程での学修、とくに教育実習において、学生が教職へのモチベーションを高め、採用へとつながっていくよう、大学関係者は教育実習における指導・支援を改善することが必要です。

本調査研究では、連携・協力している教育委員会の教育実習担当の指導主事や教職課程を有する大学で教育実習の指導や運営を担っている教職員、教師教育や省察についての専門性を有する大学教員から助言や示唆をいただくとともに、多くの大学にwebアンケート調査およびグループインタビュー調査をおこないました。

これらの調査等から教育実習の実態や特徴のある取り組みなどを把握し、教育実習等実施のガイドラインを作成しました。

ガイドラインのねらい

教職課程を持つ大学は多数あり、大学の規模、実習生数、取得免許種や実習校種などによって、教育実習のあり方は多様です。そうした多くの大学関係者にこのガイドラインを御一読いただき、教育実習のあり方や教育効果などをふりかえったり、新たなヒントを得たりして、さらなる改善につなげていただくことをねらいにしています。

●ガイドライン



●ガイドライン【概要版】



Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

本事業は、文部科学省からの委託を受けて、大阪教育大学が実施したものです。

ガイドラインの内容

01. 大学における教育実習の指導

- (1) 指導教員の役割
- (2) 事前・事後指導
- (3) 省察

02. 相談・支援体制

- (1) ハラスメント等への対応
- (2) 配慮や支援を要する学生への対応
- (3) 実習校への支援

03. 実習活動

- (1) ICT活用
- (2) 実習生の負担感
- (3) 退勤時刻の管理
- (4) 実習記録の作成

04. 学校体験活動

- (1) 教育実習における学校体験活動
- (2) 学校体験活動の単位化

05. 実習校や教育委員会との連携

- (1) 目標と評価の設定
- (2) 活動内容の周知
- (3) 実習指導の把握

06. 働き方改革を受けての実習の変化

07. 中教審答申を受けた教育実習実施の早期化・分散化等

08. その他

- (1) 気象警報等による臨時休業の対応
- (2) 介護等体験

学内の教職員間での情報共有や FD などにご活用ください。

ガイドライン
【概要版】
7ページより抜粋

7 中教審答申を受けた教育実習実施の 早期化・分散化等

- 教育実習実施の早期化・分散化を実現するにはカリキュラムや教職課程の変更を伴う可能性が高く、実習入にかかる学校現場の混乱などが懸念されます。学生の専門性の伸長を大切にしながら教職志望を実現できるように、大学、学生、教育委員会や学校の採用側側面にメリットのある実施のあり方について見直しをしましょう。
- 下図の早期化・分散化モデルを参考に、学校体験活動や介護等体験の実施や4年間の活動を省察によってつなげる工夫を検討しましょう。学校体験活動を教育実習に位置付ける場合には、活動の目標や評価方法を設定しましょう。
- 省察では、各活動の目標立案や反省といったふりかえりに加えて、めざす教師像に向けた学生の成長を促す探究的活動の導入についても考えようとしていましょう。

学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

1年生	学校体験活動	春季・夏季休業中等に実施
2年生	学校体験活動	春季・夏季休業中等に実施
3年生	介護等体験(特別支援学級等)	春季・夏季休業中等に実施
4年生	教育実習・教職実践演習	

省察
活動

●ガイドラインと【概要版】はここから

Webアンケート調査、グループインタビュー調査の結果もご覧いただけます。
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>



本研究を進めるにあたり、多くの大学、教育委員会の関係者の皆様にご協力をいただきました。

本ガイドライン等について、ご意見やご質問などがございましたらお寄せ下さい。



国立大学法人
大阪教育大学

大阪教育大学
15th
ANNIVERSARY

お問い合わせ先

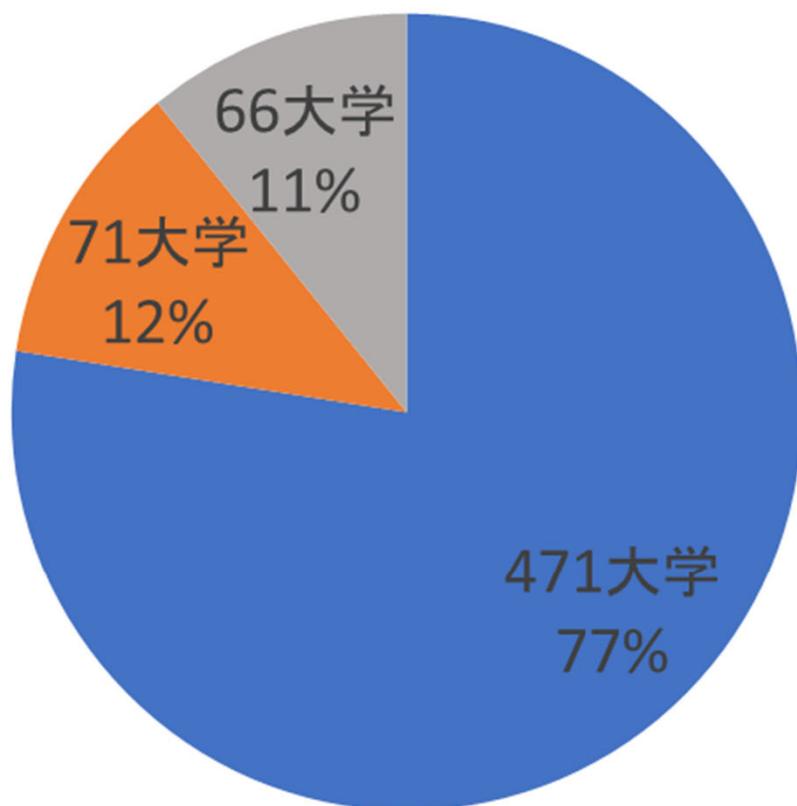
大阪教育大学教務課

E-mail: kyomuka@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

令和6年3月31日

3-6教育実習等におけるハラスメントの防止に関すること①

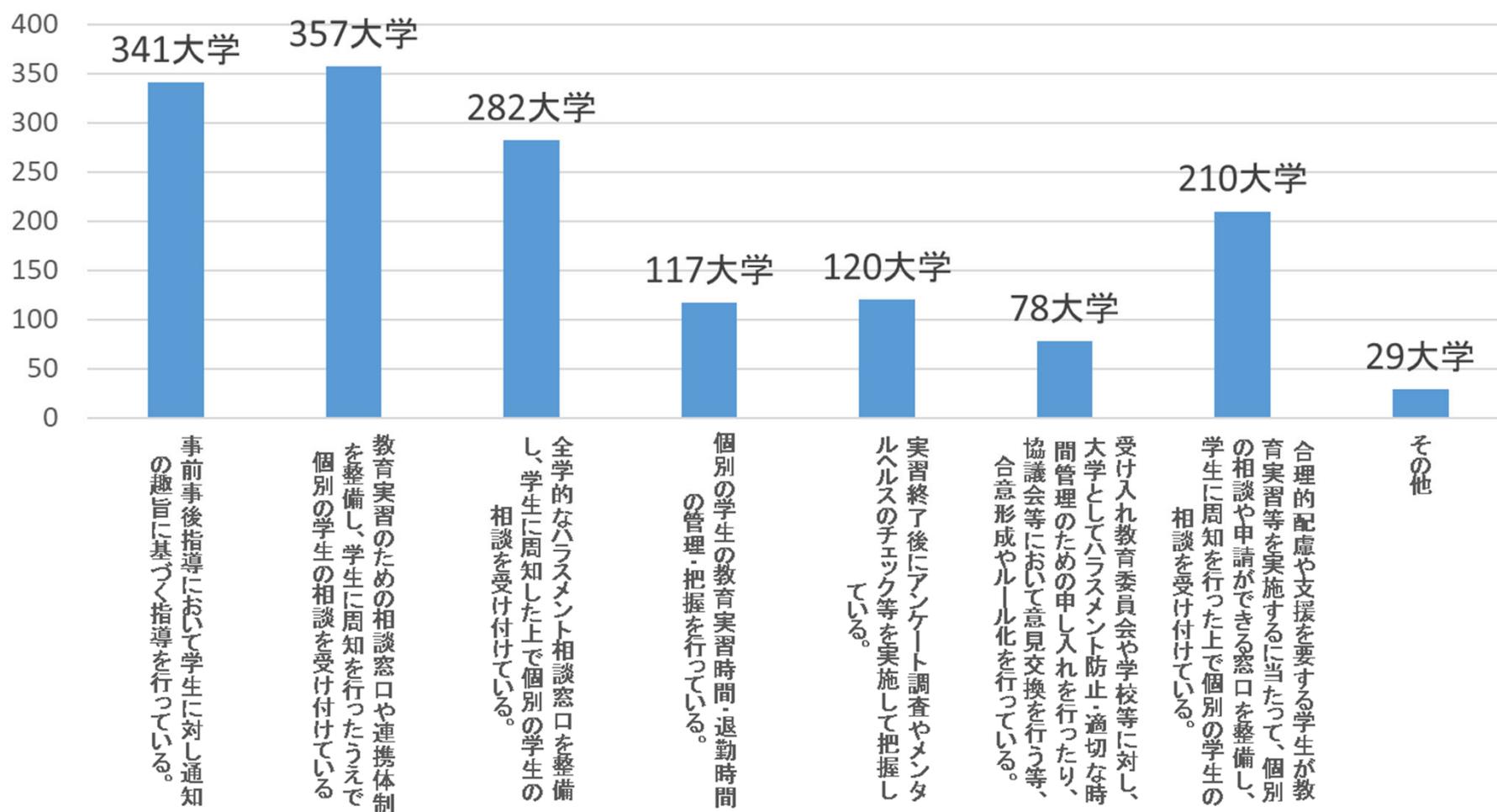
教育実習等におけるハラスメントや適切な時間管理について、貴学において把握できるような取組を行っていますか。



- 把握できるような取組を行っている。
- 把握する方法を検討中。
- そのような取組は行っていない。

3-6教育実習等におけるハラスメントの防止に関すること②

具体的にどのような取組を行っていますか（複数回答可）。



3-6教育実習等におけるハラスメントの防止に関すること③

前問において、「その他」を選択した場合は具体的な取組内容を記載ください。

(実習先に対しての取組等)

- ・実習先との懇談会や、実習前の依頼の段階で、実習先にそのようなことがないように呼びかける等している。

(学生向け事前周知の取組等)

- ・学生に配付する『教育実習ガイドブック』に「教育実習に関する学生相談フローチャート」を掲載し、学生が教育実習に係る相談ができるよう相談体制を整え周知している。
- ・学生向け実習要項にハラスメントに関する記載を行い、その実習要項を実習先にも渡している。実習時間が長く、本人もそれを望まない場合は実習校に調整の依頼をしている。
- ・全学によるe-learningを全ての学生に実施している。

(教育実習中の取組等)

- ・教育実習期間中の土曜日に大学へ登校してもらい、中間報告会・面談を行い、ハラスメントの有無を確認し、適切な対応につなげている。
- ・実習中に2回の時中指導を行っている。1週間経過後の土曜日、3週間経過後の土曜日にオンラインでつなぎ、全体交流を通じて、出勤時間や退勤時間の確認をはじめ、全体指導後に個別のオンライン相談を行っている。

※「その他」の回答においては、実習先に対しての取組、学生向け事前周知の取組、教育実習中の取組や、実施方法としてのオンライン、e-learningの活用が見受けられる。

3-6教育実習等におけるハラスメントの防止に関すること④

教育実習等のハラスメント防止や適切な時間管理に向けた取組を検討する上で、課題や障壁となっているものがありますか。具体的な内容を記載ください。

(教育実習先との関係による課題)

- ・教育実習を受け入れてもらっているということもあり、学校には強く指摘することができない。また、時間管理についても学校現場に一任していることから、強く指摘することはできない。
- ・ガイドラインやマニュアルを設けたとして、その内容が管理職止まりとなってしまう、現場で実際に実習指導にあたる教員にまで理解していただけるか、という懸念がある。

(教育実習先が学生ごとに異なる(実習先が多い、かつ実習先に他大学の学生がいる)ことに対する課題)

- ・大学間で取扱いに差が生じることが予想されることや、場合によっては自治体間での対応方法に差が生じる可能性があり、関係各機関との調整が課題である。
- ・実習先ごとに指導方針等が異なるため、事前に想定して対策を考えることができるものが限られている。

(ハラスメントの基準に関する課題)

- ・教育実習中のハラスメントの基準の策定が課題。
- ・実習先からの指導とハラスメントの境界が曖昧であり、実習先からの悪意のない指導もハラスメントと受け取ることが多々あると感じている。そうした状況の中でハラスメントについて把握することは収拾がつかなくなることが予想され、積極的に把握に乗り出すことに躊躇している。

(指導教員への負担に関する課題)

- ・学生から逐一、帰宅時間等の聴取を行わなければならないことと、もし、仮にオーバーした場合の実習校との対応について教員にそこまで責任を負わせることができるのかという課題。

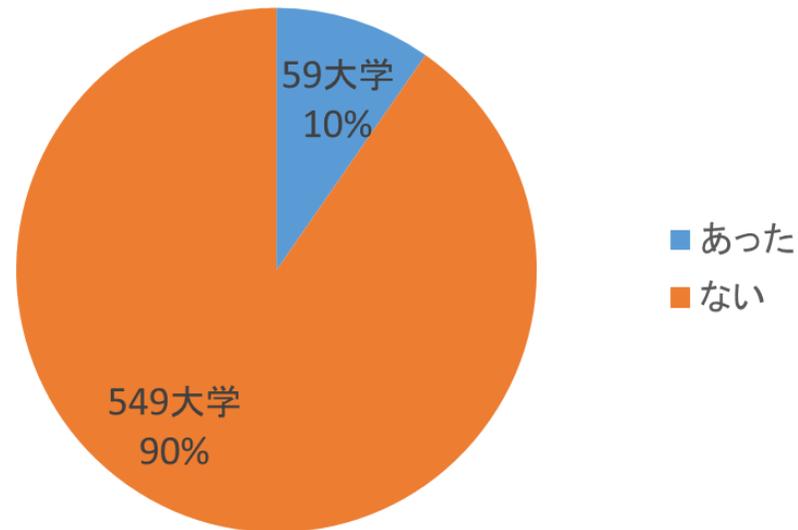
(学生指導に関する課題)

- ・教職担当教員が少数であるため、複数の教員での協力体制がなかなかできていない。
- ・授業内で扱う時間をとることが難しく、授業外に実施しようとする多忙な学生の時間を合わせることも難しくなかなか全学生に対して実施することができない。

※様々な課題が存在しているが、大学においては、教育実習等の実施に当たって起こり得るハラスメントに関し、大学としての主体性と責任を持った対応を行う必要がある。

3-6教育実習等におけるハラスメントの防止に関すること⑤

過去3年間（令和3年度～5年度）において、教育実習等を行った学生から、設定された時間を大幅に上回る実施がされた等の具体的な訴えがあった、もしくはそのような状況であると把握できる事案の有無について御回答ください。



学生からの訴えがあった場合、差支えない範囲で把握したおおよその件数を御回答ください。
（件数：（例）各年○件程度、3年間で○件程度 等）

「あった」と答えた59大学において、数年間で1～5件、各年で1～10件程度等、状況は様々である。

※大学によって教育実習を実施する学生数等が異なるため、多い・少ないといったものではなく、このような把握を行うことのできる体制が必要である。

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について

4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない※1。

令和4年12月の中央教育審議会答申※2を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、**教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めており、大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている。**

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～

（参考URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm）

教職課程を置く大学等に係る事項

1 一般的事項

- **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行う。**
- **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要がある。**
- 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。
- 大学の教職課程の**自己点検・評価のプロセスも活用し**、教育実習等の適切な在り方について、**不断の見直しを図っていくことが期待される。**

2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））
- 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため※、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、**学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等**について、十分な指導を行う。（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定））
- 大学等は、学生が直ちに**相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え**、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、**学生に周知する。**

- 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。
- 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

3 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 緊急時等を除き、**所定の時間数※を上回るような実習が行われることのないよう**、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）
- 実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めると等がないよう十分留意する。
- ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

4 その他

- 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。
- 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について

4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

各教育委員会や学校等に係る事項

1 全般的事項

- 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、**パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**
- 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。
- 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努める。

2 教育実習等の適切な時間の管理等について

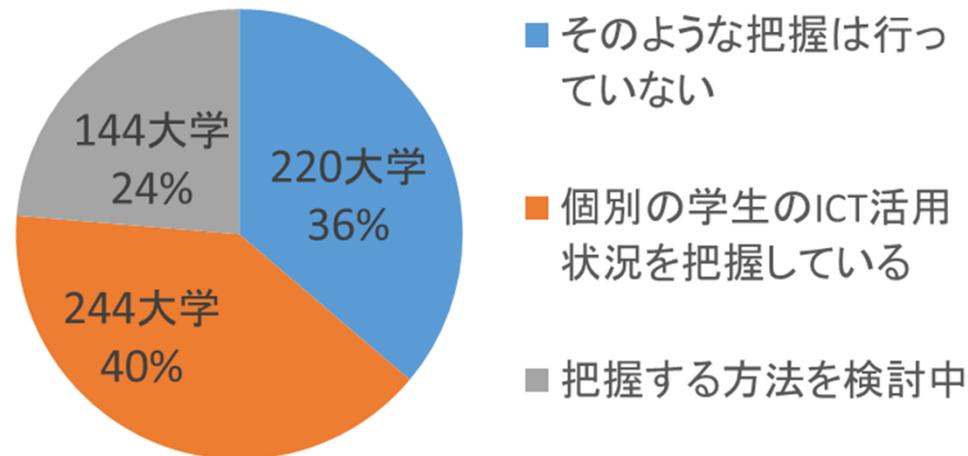
- 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき**適切な時間の設定で実習計画を行っている。**そのため、**学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**
- 教育実習等は**学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。**そのため、**緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないように努める。**
- 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



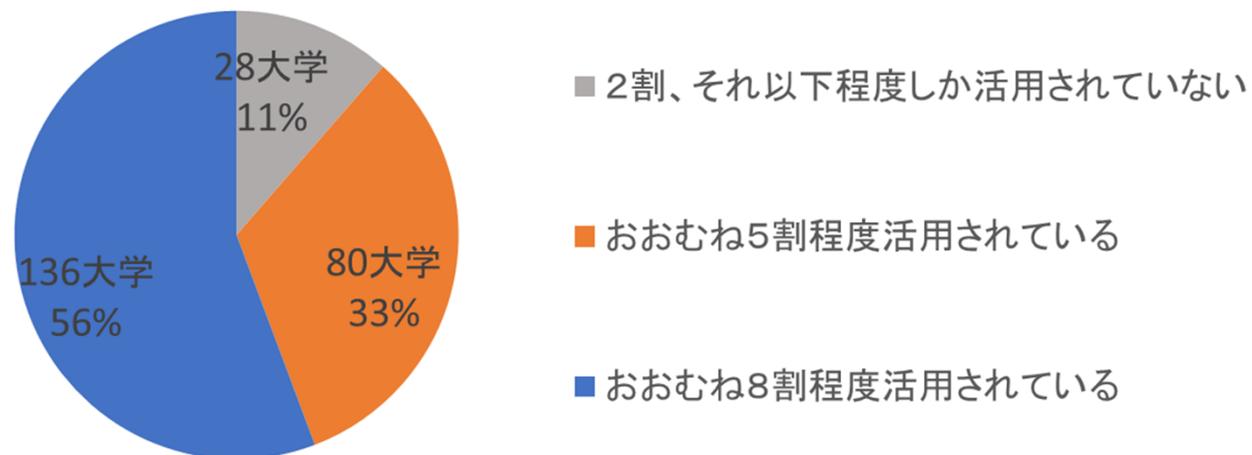
**教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、
その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、
教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。**

3-7教育実習におけるICTの活用状況について①

学校におけるGIGAスクール構想により、児童生徒への「一人一台端末」が導入されて数年が経過する中、貴学において教育実習におけるICT活用の状況を把握していますか。



教育実習におけるICT活用について、過去3年間（令和3年度～5年度）において、教育実習に参加した学生のうち、どの程度活用されているか、おおまかで結構ですので御回答ください。



3-7教育実習におけるICTの活用状況について②

教育実習においてICTが活用されていない理由について、主なものを1つ御回答ください。
(自由回答)

(実習校による課題)

- ・実習校により、積極的にICTを活用している学校とそうでない学校があるため。
- ・実習受け入れ校の指導方針やセキュリティ上の理由により、ICTの活用を制限された事例がある。
- ・大学と同様短期大学でも実習記録の作成等ICTの活用を行っているが、幼稚園や保育園では一部の教材作成などICTでは難しい製作物などがあるため。

(教育実習による課題)

- ・実習中における事前事後活動の負担ではないか。
- ・実習校が実習生の出身地を中心に行うために、全国になるので統一的に把握することが難しい。

(学生の資質能力や状況による課題)

- ・学生がICTを使うことができても、それを活用して授業を行う実践力において課題がある。大学ではその教育を指導法の授業を中心に行っているものの、実際の学校現場で実習生がすぐにICTを活用してコンテンツを作り授業ができるものでもないとする。加えて、学生の教材作成の時間やその指導にあたってくださる教諭の方の負担を考慮した場合、そこまで求めることも難しい。
- ・学生個人でのパソコン保有率が低い

(その他)

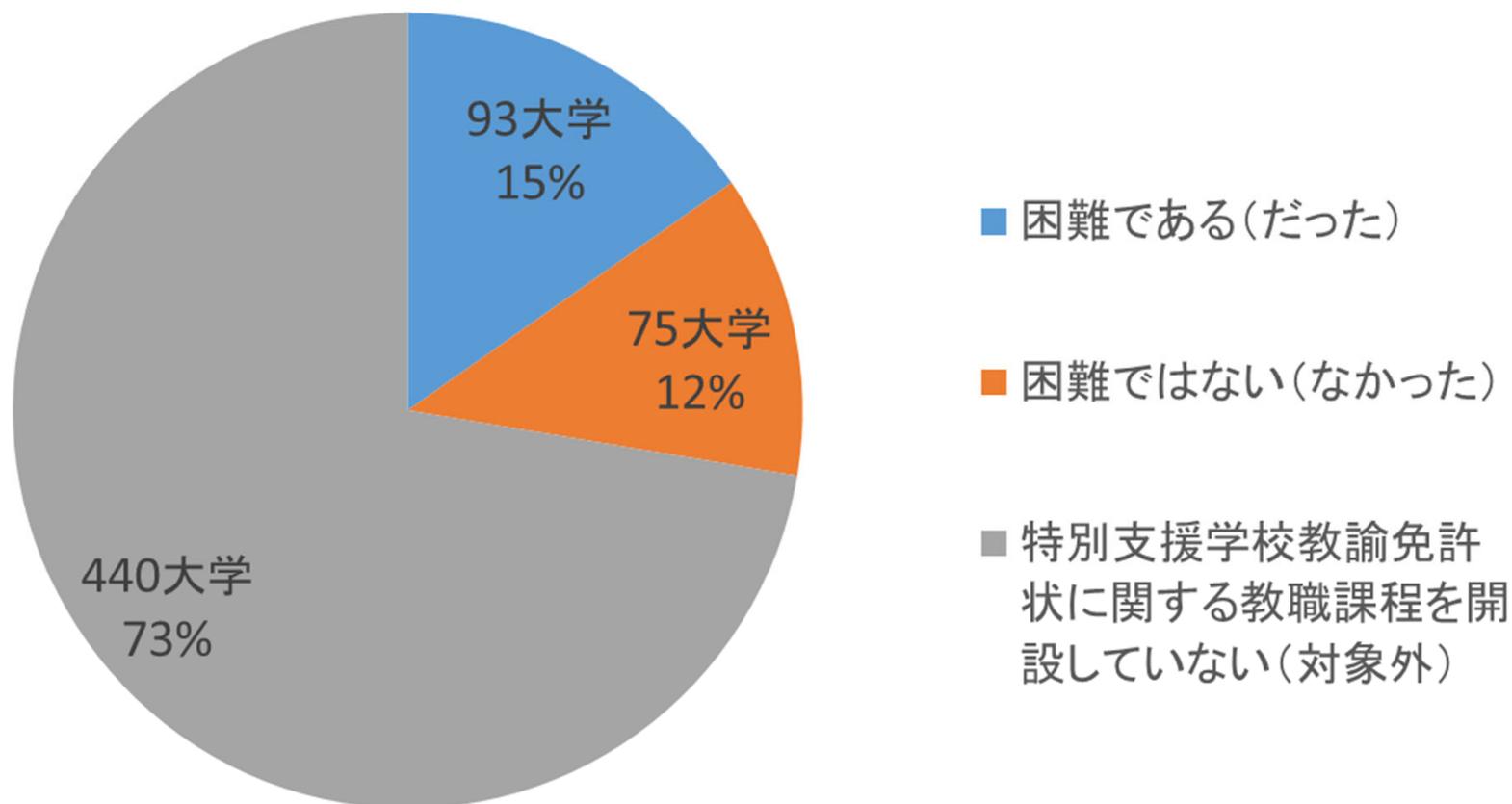
- ・機器が高額であること、教育実習が短期間であることから、ICT機器を生かした実習現場での指導が難しいのではないかと考えられる。

他

※様々な課題が存在しているが、学校現場ではICT化が進んでいるため、教育実習においてもICTの活用の推進を図る必要がある。

3-8特別支援学校教諭免許状取得に関する教職課程の開設について①

特別支援教育に関する科目（特に「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」）を担当する教員として、科目の性質上、医師等の医学関係者が想定されますが、当該教員の確保が困難な状況がありましたか。



3-8特別支援学校教諭免許状取得に関する教職課程の開設について②

前問の状況を踏まえ、例えば単位互換等を活用し、他大学と連携してオンラインやオンデマンド等を活用して学生に視聴させる等、授業実施方法の工夫や教員確保に関する工夫を行っている場合は、どのような取組を行っているか記載してください。（自由記述）

- ・ 集中等での開講で対応している。
- ・ 近隣の医師等に協力していただき、オンラインを活用しての授業実施、また医学関係者の勤務時間に配慮し、夜間授業の実施等の工夫を行った。
- ・ 現在は医学関係者に依頼しているが、本業が多忙なためオンデマンド教材を提供いただいている。
- ・ オンライン授業での実施。他の非常勤の1コマ単価より高い金額とした。

※オンラインの活用、通常の授業時間外での開講などの工夫が見受けられる。

教員の確保については、関係者からの紹介などで確保しているほか、他大学との連携による教員確保も視野に入れている大学も見受けられる。

4. 確認事項1(1)③、④に基づく 変更届の手續について

4. 確認事項1(1)③、④に基づく変更届①

教職課程認定審査の確認事項1(1)③と1(1)④

課程認定を受けている学科等が届出設置等により改組する場合において、改組前後での課程が概ね同一と認められ、かつ基準を満たしている場合は、改めて課程認定の申請を行う必要がない ➤ このことを**確認するための変更届を提出する**

	1(1)③	1(1)④
「設置申請」の手続	<p>届出（国公立大学の場合）</p> <p>学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合</p>	<p>認可申請（国公立大学の場合）かつ、教員審査の省略が認められる場合</p> <p>既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続を含む。）</p>

※ 1(1)④について、認可申請及び意見伺いの手続により大学や学部・学科等を設置する場合でも、教員審査の省略が認められていない場合は、これに該当しない。認可申請及び意見伺いの手続において教員審査の省略が認められるかどうかを、文部科学省高等教育局の担当部署に確認すること。

4. 確認事項1(1)③、④に基づく変更届②

- ・ 学科等を設置(分離)する場合には、教職課程認定を受けることが原則であるため、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当する可能性のある学科等であっても、変更届の提出は必須ではない。
- ・ 審査の結果、変更届による変更が認められなかった場合や、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出しなかった場合は、課程認定申請が必要となる。
- ・ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出する場合は、課程認定申請を必要とするかどうかを判断する必要があるため、認定年度の前々年度に提出。(令和8年度開設の場合は令和6年9月末、11月末締切)

【課程認定委員会による審査】 ※審査の考え方は、1(1)③と1(1)④で同じ

1. 従前及び改組後の両方の教職課程において、教職課程認定基準等を満たしている

教職専任教員の配置、授業科目の開設、幼稚園・小学校の課程の「教員養成を主たる目的とする学科等」、中学校・高等学校等の課程の「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」等の基準を満たしていることが必要。

2. 従前と改組後の学科等の教職課程が概ね同一である

学科の分割により授業科目や教職専任教員が大幅に減少する場合、教養学科を専門学科に先鋭化させる改組を行う場合又はその逆、教職課程において科目名称や授業内容の全面的な刷新を行う場合等は概ね同一とは認められない。

➡ 「教職課程が概ね同一」というのは、教職専門科目のみではなく、教科専門科目も含めた教職課程全体で判断。

5. その他



■ 免許法施行規則第22条の7

2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

■ 免許法施行規則第22条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

教職課程の自己点検・評価

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドラインより)

➤ 自己点検・評価の基本的考え方

各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施（教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照）

その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要

また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要

・ 基本的な手順 ・ 実施間隔 ・ 実施単位 ・ 実施体制

➤ 自己点検・評価の観点の例示

①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導（学生の受け入れ、学生支援） ⑦関係機関等との連携

※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

令和6年度における新型コロナウイルス感染症に係る介護等体験特例の延長及び教育実習特例の廃止等について

1. 新型コロナウイルス感染症に係る介護等体験特例の期間延長

- 介護等体験特例法に基づき、特別支援学校や社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）等において、7日間以上、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことを、小学校・中学校教諭の普通免許状の授与の要件としている。
- 令和2年度から令和5年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、7日間の介護等体験を、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって免除することを可能とする特例が設けられているところ。
- 新型コロナウイルス感染症については、流行当初よりも重症患者数は減少傾向にあるとともに、感染症法上の位置付けについても、令和5年5月8日より、5類感染症に移行されたものの、介護等体験については、受入れ可能施設が減少していること等を踏まえ、**令和6年度については、引き続き介護等体験の実施が困難な場合が想定されることから、特例の適用期間を延長する**こととする。

2. 教育実習特例の廃止

- 教育職員免許法に基づき、普通免許状の授与を受けようとする者は、基礎資格（学士の学位を有すること等）を有した上で、大学等（大学、短期大学、大学院）において必要最低単位を修得する必要がある、その中で、教育実習に関する科目を修得することとなっている。
- 教育実習については、取得しようとする学校種の免許状に応じて当該学校等の教育を中心とすることとされており（施行規則第2条表備考第6号等）、学校側の受け入れ体制が整わなければ実施できないところ、令和2年度から令和5年度までにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽教育実習の受入れが困難となる可能性があること等を受けて、施行規則の改正（附則第39項）により、教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目で代替可能とする特例を設けている。
- 今年度の教育実習の実施状況等も踏まえ、**教育実習特例については、令和6年度以降の特例延長の必要性が薄いと考えられることから、延長しない**こととする。



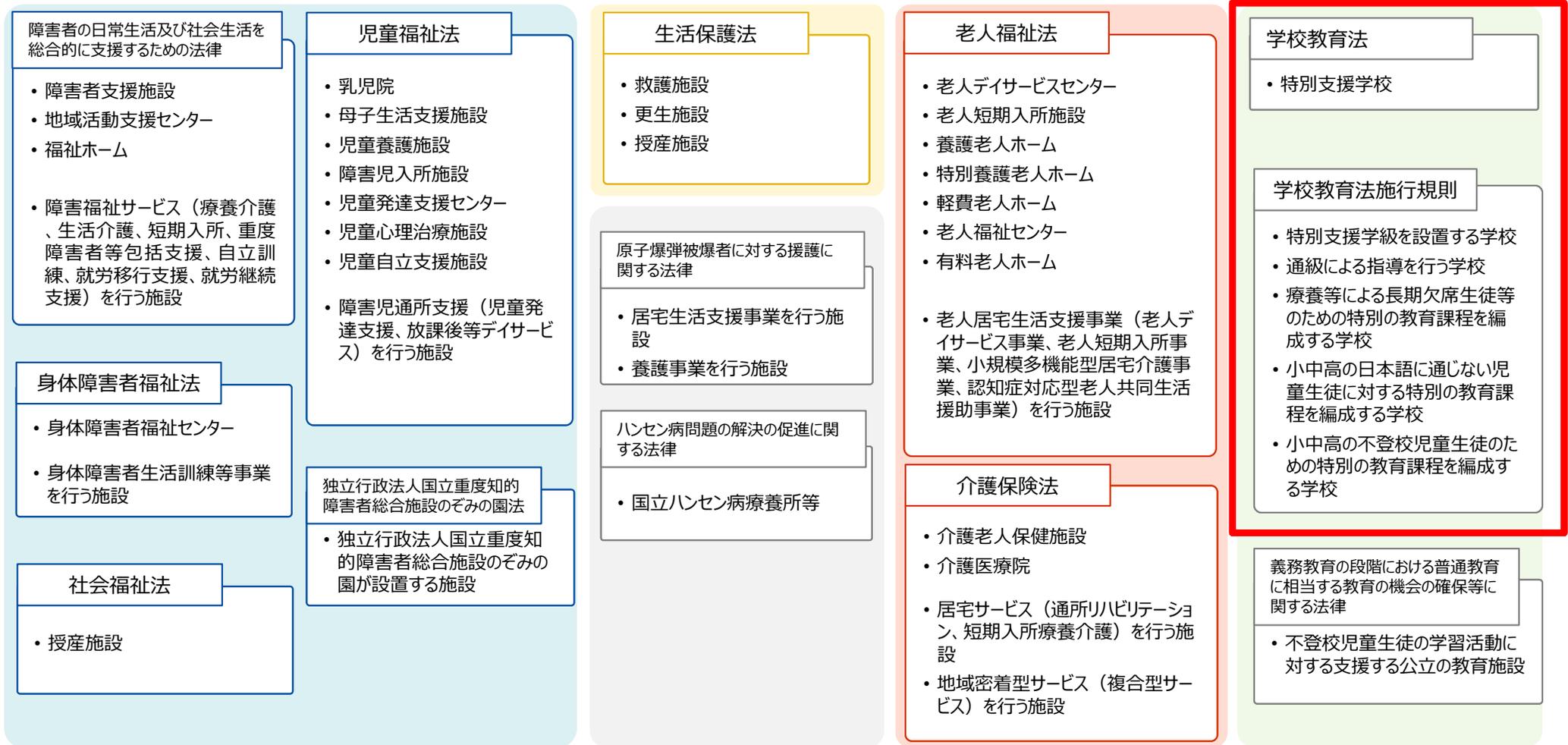
介護等体験を行うことができる施設

・特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。

・7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）についても選択できる。

※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設



教職課程に係る文部科学省への問合せ窓口について

質問内容	問合せ窓口
大学の教職課程の開設・運営に関すること（教職課程認定申請、変更届の提出、教育実習等に係る事項等）	文部科学省総合教育政策局 教員免許・研修企画室 教職課程認定係 kyo-men@mext.go.jp
教育職員免許法をはじめとする教員免許関係の諸法令の運用や解釈等に関すること（学力に関する証明書、介護等体験、認定講習等） ※ 質問の際には、令和5年11月6日・令和6年4月4日（再送）の事務連絡を必ず御確認ください。	文部科学省総合教育政策局 教員免許・研修企画室 法規係 menkyo@mext.go.jp

○質問等を行う際は、原則として、電話ではなく問合せメールアドレス宛にメールにて送付いただきたいこと。

○問合せ窓口については、各都道府県、大学、一般の方からの多様な質問等を恒常的に受けており、順次での回答となることから、回答希望日の指定には必ずしも対応できないこと。